

令和6年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表（ 令和6年4月1日（月）時点）

・島根労働局 雇用環境・均等室

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
各種助成金・奨励金等の制度については、厚生労働省のホームページ（下記 URL）にてご確認ください。 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/joseikin_shoureikin/								

・島根県 商工労働部 商工政策課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
地域未来投資促進法に基づく支援	成長性の高い新たな分野への取り組みを行う事業者 (課税の特例措置等の支援を受けるためには地域経済牽引事業計画の県の承認及び国の確認が必要)	機械装置、器具備品、土地・建物の投資に係る国税・地方税の課税の特例など					随時	(地域経済牽引事業計画承認申請先) 島根県 商工労働部 商工政策課

・島根県 商工労働部 しまねブランド推進課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
しまね中核的食品製造企業育成事業	食品等製造事業者	県産原材料の調達を増大し、販路拡大を推進する事業者の商品開発等の取組 ソフト:商品試作、ECサイトの整備、展示会出展料等 ハード:施設・機械等の整備	上限 10,000 千円 下限 1,000 千円 (対象経費の 1/2 以内)				令和 6 年 4 月 22 日	しまねブランド推進課食 品産業支援第二係 0852-22-5122
伝統工芸雇用就業資金貸付金	知事が指定する島根県ふるさと伝統工芸品製造者	島根県ふるさと伝統工芸品製造の後継者を雇用した製造者に対する研修教育費	最長 3 年間、1 人当たり月 5 万円 ・後継者育成計画の認定が条件 ・(一財)島根県物産協会を通じて 一定期間の継続雇用により、償還免除の制度があります。	3 年以内 (措置期間 2 年以内を含む)	無利子		随時	・(一財)島根県物産協会内 0852-22-5758 ・島根県 しまねブランド推進課 物産企画係 0852-22-6397
島根県伝統工芸品展示会・見本市出展及び専門家招聘事業費補助金	伝統工芸品製造事業者	・展示会・見本市出展支援 (旅費、送料・運搬費、施設使用料、広告費) ・専門家招聘支援事業 (専門家謝金、専門家旅費)	・展示会・見本市 上限 10 万円 (1 事業者 3 回まで) 対象経費の 1/2 以内 ・専門家招聘 上限 10 万円 (1 事業者 2 回まで) 対象経費の 1/2 以内				随時	・(一財)島根県物産協会内 0852-22-5758 ・しまねブランド推進課 物産企画係 0852-22-6397

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
地域産品販路拡大活動支援事業	県内の複数の事業者の商品を取りまとめ販路開拓・拡大を進める事業者(「地域商社等」)	地域商社等が行う、島根県産品の県外への販路開拓・拡大のための取組に要する経費 ソト:共同での商品開発、県外展示商談会への出展、商談会・産地視察商談の開催、県外小売店等でのフェアの開催 等	上限 1,000 千円 (対象経費の 1/2 以内)				令和 6 年 6 月 7 日 (金)	しまねブランド 推進課 食品産業支援第二係 0852-22-5122
島根県地域物流効率化・連携促進補助金 (R6.4.26)	単独枠：荷主事業者 又は運送事業者 連携枠：複数の荷主事業者又は荷主事業者及び運送事業者で構成されるグループ	単独枠：パレット化、標準化、デジタル化等物流効率化・連携促進に資する自社における新たな取組(ただし、運送事業者においては、荷主企業で発生する荷待ち・荷役作業時間削減に資する取組に限る) 連携枠：輸配送の共同化、商慣行の見直し等グループが連携して行う物流効率化・連携促進に資する先駆的取組	単独枠： ハード経費 1/3 以内 ソフト経費 1/2 以内 限度額 100 万円/件 連携枠： ハード経費 1/3 以内 ソフト経費 1/2 以内 限度額 500 万円/件				令和 6 年 5 月 31 日 (金)	・しまねブランド 推進課 海外展開支援室 海外展会支援第一係

・島根県 商工労働部 産業振興課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
IT活用事業化支援 助成事業 [リサーチ助成]	・県内 IT 事業者 ・県内のサービス事業者(非 IT 事業者) 但し、システム開発を県内の IT 事業者 に委託する場合に限る。 ・県内の IT 事業者とサービス事業者 で組織されるコンソーシアム等	新たなサービス・製品のアイデアの市場 性を検討するため、市場調査や顧 客になり得る対象へのリサーチ 経費	未定				未定 現在制度を構築中のため、 詳細については、改めて ITOC の HP 等で公表いたし ます	(公財)しまね産業 振興財団 しまねソ フト研究開発センター (ITOC) 0852-61-2225
IT活用事業化支援 助成事業 [プロトタイプ検証助成]	・県内 IT 事業者 ・県内のサービス事業者(非 IT 事業者)。 但し、システム開発を県内の IT 事業者 に委託する場合に限る。 ・県内の IT 事業者とサービス事業者 で組織されるコンソーシアム等	新たに開発したサービス・製品のプロ トタイプを利用者に利用してもら い、顧客の反応を検証して得られ た結果を基に、当初の事業アイデア の改良・軌道修正経費	未定				未定現在制度を構築中の ため、詳細については、改 めて ITOC の HP 等で公表 いたします	(公財)しまね産業 振興財団 しまねソフト研究開 発センター(ITOC) 0852-61-2225
IT活用事業化支援 助成事業 [サービス・製品開発助 成]	・県内 IT 事業者 ・県内のサービス事業者(非 IT 事業者)。 但し、システム開発を県内の IT 事業者 に委託する場合に限る。 ・県内の IT 事業者とサービス事業者 で組織されるコンソーシアム等	既に新規顧客を獲得している新 たなサービス・製品を本格的に市場 に投入していくにあたり必要な 開発経費	未定				未定 現在制度を構築中のため、 詳細については、改めて ITOC の HP 等で公表いたし ます	(公財)しまね産業 振興財団 しまねソ フト研究開発センター (ITOC) 0852-61-2225
開発ソフトウェア・サービス販 路拡大支援助成金	島根県内に事業所を有し下記を満たす こと (1)県内に開発ソフトウェアの技術開発拠 点を有する企業であること	開発ソフトウェアの中期的な販売計画 に基づく販路拡大に資する展示 会等への出展、営業活動のための 県外出張及びインターネット広告等 ただし、県内で開催される展示 会等は助成対象事業から除外	150 万円(対象経費 の 2 分の 1)				随時募集	(公財)しまね産業 振興財団 しまねソ フト研究開発センター (ITOC) 0852-61-2225

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
	ただし、技術開発拠点を有しない場合、システム開発等を県内企業に委託していること (2)開発ソフトウェアを有すること							
国際規格認証取得促進助成事業	経営革新計画等に取り組む県内中小企業	ISO 9001(品質)、14001(環境)は除く)や Nadcap、FSSC22000、HACCP などの国際規格認証等取得 FSSC22000、HACCP など食品関係はしまねブランド推進課予算。 ISO9001(品質)、ISO14001(環境)は R2 より対象外。	100 万円(対象経費の 2 分の 1)					(公財)しまね産業振興財団 経営支援課 0852-60-5115
産業廃棄物 3R 技術開発事業	(1)県内に事業所を有する事業者(以下「県内事業者」という) (2)構成員の 2 分の 1 以上が県内事業者である法人格を有する団体	(1)産業廃棄物の発生の抑制、減量化又は再生利用に関する技術の研究開発を行う事業 (2)産業廃棄物を原材料として利用した製品の研究開発を行う事業 (3)上記(1)、(2)の事業化に向けた市場調査・可能性試験を行う事業	・研究開発枠 100 万円以上で 500 万円を限度(対象経費の 3 分の 2 以内) ・FS(可能性試験研究)枠 200 万円以内(対象経費の 3 分の 2 以内)				令和 6 月 28 日(金)まで 申し込みの都度、審査を実施。審査は申込みからおおむね 1 ヶ月以内を想定。	島根県 商工労働部 産業振興課 総務企画係 0852-22-6221

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
しまねオープンイノベーション推進助成事業(チャレンジ枠)	<p>(1)県内に事業所を有し、製造業を営む、又は営むことを予定している者。 (ただし、飲食料品及び工芸品を製造するものを除く。)</p> <p>(2)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定義する中小企業者。ただし、県内の大学及び高等専門学校と連携する場合は、この限りでない。</p> <p>(3)助成事業の成果をもって、新分野への進出や新技術・商品開発等の事業化を計画し、当該製品等の生産を県内で予定している者。</p>	<p>新たな挑戦による競争力の強化を目的として、市場調査、試作開発又は可能性検証試験を踏まえた新分野への進出や新技術・商品開発等を行う事業</p>	100万円(対象経費の2分の1)				今後募集予定	(公財)しまね産業振興財団 新事業支援課 0852-60-5112
しまねオープンイノベーション推進助成事業(事業化枠)	<p>(1)県内に事業所を有し、製造業を営む、又は営むことを予定している者。</p> <p>(2)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定義する中小企業者。ただし、県内の大学及び高等専門学校と連携する場合は、この限りでない。</p> <p>(3)助成事業の成果をもって、新分野への進出や新技術・商品開発等の事業化を計画し、当該製品等の生産を県内で予定している者。</p>	<p>売上増加・利益率向上等を目的として、事業化の確度を高めるため国内の大学・高等専門学校・企業・外部専門家と連携して、事業化に向けた研究開発を行う事業</p>	500万円(対象経費の2分の1)				今後募集予定	(公財)しまね産業振興財団 新事業支援課 0852-60-5112

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
しまねオープンイノベーション推進助成事業(高度研究開発枠)	(1)県内に事業所を有し、製造業を営む、又は営むことを予定している者。 (2)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定義する中小企業者。ただし、県内の大学及び高等専門学校と連携する場合は、この限りでない。 (3)助成事業の成果をもって、新分野への進出や新技術・商品開発等の事業化を計画し、当該製品等の生産を県内で予定している者。	次世代技術開発を目的として、国内の大学・高等専門学校・研究機関・企業等と連携して、事業化に向けた研究開発を行う事業	1,000万円(対象経費の2分の1)				今後募集予定	(公財)しまね産業振興財団 新事業支援課 0852-60-5112
ものづくりアドバイザー派遣事業	島根県内に本社・支社・工場等の事業拠点を有するものづくり企業	競争力強化の取り組みを行う場合に、専門的な有資格者等を専門家として派遣	1社あたり年間24時間以内(回数は6回が上限)。所定の要件を満たすことで年間48時間以内(回数は計12回が上限)まで実施可能				令和7年1月末まで	(公財)しまね産業振興財団 経営支援課 0852-60-5115
島根県ヘルステックビジネス事業化補助金	島根県内に事業所を有する次に掲げる事業者等。 ・中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。) ・事業協同組合 ・企業組合 ・一般社団法人、一般財団法人 ・その他知事が認める団体	主に県外の新たな市場開拓を目指す医療・福祉機器等の製品やIT技術等を活用したヘルステックビジネスを実施しようとする事業者に対し、事業化又は可能性検証に係る費用の一部を補助	(1)事業化支援枠<補助金額500万円以内、補助率2分の1> ヘルステックビジネスのビジネスプランを事業化するための実証を行う事業。 (2)可能性検証枠				1次募集 令和6年4月26日(金)まで	島根県 商工労働部 産業振興課 ヘルステックビジネス推進係 0852-22-6395

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
			<補助金額 200 万円以内, 補助率 2 分の 1> (1)に規定する事業化の前段階の市場調査、医学的検証等を行う事業。					

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
新たな日常に対応したものづくり産業販路拡大支援事業 (1)ウェブを活用した販路拡大支援助成金 (2)営業代行等を活用したものづくり産業販路拡大支援助成金 (3)商社等を活用したものづくり産業販路拡大支援事業助成金	(1)ウェブを活用した販路拡大支援助成金 県内に事業所を有する中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定義する中小企業者。ただし、原則として機械金属、樹脂、電気及び電子部品の製造を行っている者。 (2)営業代行等を活用したものづくり産業販路拡大支援助成金 県内に事業所を有する中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定義する中小企業者。ただし、原則として機械金属、樹脂、電気及び電子部品の製造を行っている者。 (3)商社等を活用したものづくり産業販路拡大支援事業助成金 以下の対象事業を実施する商社等。 複数の製造業者が製造する製品の販売促進のために行う展示会出展、情報発信等の事業 複数の製造業者への受託加工や請負の受注交渉並びに複数工程の一括受注のコーディネートを行う事業 その他、複数の製造業者の取引獲得に繋がる紹介、斡旋等の事業	(1)県内事業者がウェブや営業支援ツール等を活用し、新規取引先発掘、新製品のPRなどによる企業間取引の拡大を図る事業費 (2)県内事業者が営業代行等を行う企業または個人を活用し、県外の新規取引先発掘など企業間取引の拡大を図る事業費 (3)左記 ~ を実施する際の事業費	(1)100万円(対象経費の2分の1) (2)100万円(対象経費の2分の1) (3)300万円(対象経費の2分の1)				1次募集 令和6年5月7(火)日まで 募集期間終了後は随時	(公財)しまね産業振興財団 販路支援課 0852-60-5114

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
専門展示会出展助成金	(1)県内に事業所を有する中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定義する中小企業者。 (2)機械金属、樹脂、電気および電子部品等の製造を行っている者 島根県の中小製造企業3社以上により構成されるグループで、経営革新計画の承認を受けた事業者については、この限りではない。	島根県外かつ日本国内で開催される環境、福祉、住環境及び機械金属分野等の展示会出展	30万円 承認企業は90万円(対象経費の2分の1)				随時	(公財)しまね産業振興財団 販路支援課 0852-60-5114
中小企業デジタル導入加速化補助金	・県内に主たる事業所を有する中小企業者、中小企業等協同組合(農業、林業、漁業のいずれかを営む者、みなし大企業等を除く。) ・事業成果の公開及び取組みを県下に波及させることを目的とした広報活動等に協力ができる者。	生産性向上や売上拡大などに向けて、デジタル技術を導入する経費	上限額150万円 下限額15万円(ハード事業:対象経費の1/3、ソフト事業:対象経費の1/2)				・第1回募集 令和6年6月28日まで ・第2回募集 令和6年7月26日まで ・第3回募集 令和6年8月30日まで	島根県中小企業団体中央会 連携支援課 0852-21-4809
デジタル導入移行支援助成金	次のいずれにも該当する者 ・県内に主たる事業所を有する中小企業者(交付対象事業が製造業に該当する者、農業、林業、漁業のいずれかを営む者、みなし大企業等を除く。) ・事業成果の公開及び取組みを県下に波及させることを目的とした広報活動等に協力ができる者 ・助成事業完了後までに独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施して	デジタル技術を活用して新たなサービスの開発や生産性の向上を図りデジタル競争力を実証する取組を支援	上限額400万円 下限額40万円(ハード事業:対象経費の1/3、ソフト事業:対象経費の1/2)				今後募集予定	(公財)しまね産業振興財団 経営支援課 0852-60-5115

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
	いる SECURITY ACTION を宣言事業者として登録できる者							
ものづくり産業生産 力向上等支援事 業補助金	県内に主たる事業所を有する中小企業 基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条に定める中小企業者のうち、製造 業に取り組む企業(みなし大企業を除 く)	生産力向上型 エネルギー価格・物価高騰等の影響 に対応し、以下のいずれかに該 当する取組であること ・省人化・自動化を進めていく ・多能工化に向けた人材育成システム の整備やそれに伴い工程を変更 する サプライチェーン再構築型 エネルギー価格・物価高騰等の影響 に対応し、以下のいずれかに該 当する取組であること ・サプライチェーンの再構築に対応し、受 注を獲得するための事業である こと。 ・新たな需要に対応するため、新 製品・技術の開発や、新市場へ参 入するための事業であること。	1,000 万円 (対象経費の 2 分 の 1(小規模事業者 3 分の 2))				今後募集予定	(公財)しまね産業 振興財団 経営支援課 0852-60-5115

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
しまねデジタルイノベーション伴走支援事業	島根県内に事業所を有する中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める中小企業者であって、しまねデジタルイノベーション推進専門家派遣事業及びしまねDX推進専門家派遣事業の利用実績のある中小企業者	デジタル化導入により競争力を強化する取り組みを民間の専門家を活用して実施する場合に、デジタル導入計画策定、導入、運用・定着のスキームにおいて、しまねデジタルイノベーション推進専門家派遣事業及びしまねDX推進専門家派遣事業を活用した専門家派遣後に、引き続き民間の専門家を活用して計画策定、導入、運用(保守は除く)・定着レベルを引き上げる事業であって、かつ対象事業者の自走に向けた活動に資する事業。	30万円(対象経費の2分の1)				随時募集 最終申請締め切りは、令和7年2月28日(金)	(公財)しまね産業振興財団 しまねリサーチ開発センター(ITOC) 0852-61-2225

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
ものづくり産業脱炭素化促進事業補助金	県内に主たる事業所を有する中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める中小企業者のうち、製造業を営む企業(みなし大企業を除く)	カーボンニュートラルを見据え、県内中小製造業によるCO2削減に資する設備投資やグリーン成長分野への進出・事業拡大に資する設備導入などを支援	<成長分野進出事業(A型)> 1,000万円 <生産プロセス改善事業(B型)> 1,000万円 再生可能エネルギーの自家消費設備は500万円 <設備配置変更事業(C型)> 100万円 <エネルギーの見える化事業(D型)> > 500万円				今後募集予定	(公財)しまね産業振興財団 新事業支援課 0852-60-5112

・島根県 商工労働部 企業立地課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
企業立地促進助成金	(1) 製造業の増設 ・大企業:増加固定資本額3億円以上、増加雇用従業員数10人以上 ・中小企業:増加固定資本額5,000万円以上、増加雇用従業員数5人以上(地元企業の場合は3人以上) (2) ソフト産業の増設 ・増加雇用従業員数10人以上(特例措置あり)	・増加固定資本額 ・増加雇用従業員数(新規学卒者・UIターン者)	(1) 製造業の増設 ・投資助成:5~15% ・雇用助成:増加雇用従業員のうち新卒者・UIターン者×100万円(中山間地域等の場合は130万円) (2) ソフト産業の増設 ・投資助成:5~15% ・雇用助成:増加雇用従業員のうち新卒者・UIターン者×100万円(中山間地域等の場合は130万円)				随時 (助成金申請のためには、まず立地計画の認定が必要ですので、増設計画に着手される前に右記までお問い合わせください。)	島根県 商工労働部 企業立地課 0852-22-5295

・島根県 商工労働部 中小企業課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)	
一般融資	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人	設備資金 運転資金 借換資金	設備資金 8,000万円 運転資金 5,000万円 借換資金 8,000万円	設備資金 12年以内(据置1年以内) 運転資金 7年以内(据置6箇月以内)	年 1.45% (責任共有利率) 年 1.30% (責任共有外利率)	保証人 法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定による	保証料率 責任共有 0.4%以上 1.5%以下 責任共有外 0.4%以上 1.7%以下	随時	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付 (助成金) 限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保		申込期 日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
					借換資金 10 年以内(据置 1 年以内)					
一般資金 (経営者 保証非提 供枠)	法人である中小企業者、 組合又は中小特定非営利 活動法人(事業者選択型 経営者保証非提供促進特 別保証制度要綱 (20240115 中庁第 15 号)に規定する特別保証 制度を適用する場合に限 る)	設備資金 運転資金 借換資金	8,000 万円	10 年以内(据 置 1 年以内)	年 1.45% (責任共有 利率) 年 1.30% (責任共有 外利率)	保証人 不要 担保 不要	保証料率国 補助後、 責任共有 0.5%以上 1.8%以下 責任共有外 0.5%以上 2.0%以下 ただし、条 件変更に伴 い追加して 生じる信用 保証料につ いては、国 の補助の対 象外とな り、 責任共有 0.65%以上 1.95%以下 責任共有外 0.65%以上 2.15%以下	令和 7 年 3 月 31 日保 証申込 分まで	商工会議所 商工会 中小企業団体 中央会 商工会連合会 しまね産業振 興財団	

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付 (助成金) 限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保		申込期 日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
特別融資	小規模企業特別資金	小規模企業者(信用保証協会の保証付融資残高と本資金の新規申込額の合計が2,000万円以内となるものに限る)	設備資金 運転資金	2,000万円 (ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高も含む)	10年以内(据置1年以内)	責任共有 外のみ 年1.20% (責任共有外利率)	保証人 法人 取扱金融機関 又は保証協会の決定による 個人 原則不要 担保は原則不要	保証料率 責任共有外 0.2%以上 1.2%以下	随時	商工会議所 商工会
	小規模企業育成資金	小規模企業者(従業員20人以下の者。商業、サービス業は5人以下)	設備資金 運転資金	2,000万円 (ただし、小規模企業特別資金の融資残高も含む)	10年以内(据置1年以内)	年1.35% (責任共有利率) 年1.20% (責任共有外利率)	保証人 法人 取扱金融機関 又は保証協会の決定による 個人 原則不要 担保は原則不要 (ただし、信用保証協会における既融資残高との合計が3,000万円を超える場合は、取扱金融機関又は保証協会の決定による)	保証料率 責任共有 0.2%以上 1.05%以下 責任共有外 0.2%以上 1.2%以下	随時	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
	一般資金において、事業者選択型経営者保証非提供制度要綱(20240115中庁第15号)に規定する事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合には、同要綱の規定により各資金の保証料率に年0.25%又は0.45%を上乗せする(以下、特別融資、緊急融資、まちひとしごと創生資金及び中小企業育成振興資金において同じ。)									
特別融資	創業者支援資金		設備資金	設備資金 5,000万円		年1.25%	保証人	保証料率 責任共有	随時	商工会議所 商工会

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付 (助成金) 限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保		申込期 日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
		次の対象者のいずれかに該当し、創業のために資金を必要とするもの (1)新たに事業を開始する計画を有する個人 (2)新たに中小企業者である会社を設立し事業を開始する計画を有する個人若しくは中小企業者である会社 (3)事業実績が少ない等の理由により実質的に創業者に準ずるものとみなされる中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人	運転資金	運転資金 3,000 万円 ただし、融資対象者が事業を営んでいない個人については、設備資金と運転資金との合計額として創業関連保証の保証限度額とする	設備資金 12 年以内(据置 2 年以内) 運転資金 10 年以内(据置 2 年以内)	(責任共有利率) 年 1.10% (責任共有外利率)	法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定による	0.2%以上 1.3%以下 責任共有外 0.2%以上 1.5%以下		中小企業団体 中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
新事業展開強化資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次に掲げるいずれかの事業を行うため資金を必要とするもの(1)特別の法律等に基づき承認、認定等を受けて実施する事業(2)県の中長期的な施策に関連する事業で研究開発支援に関連す	設備資金 運転資金	8,000 万円 5,000 万円	設備資金 12 年以内(据置 1 年以内)運転資金 10 年以内(据置 1 年以内)	年 1.35%(責任共有利率) 年 1.20%(責任共有外利率)	保証人 法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定による	保証料率 責任共有 0.4%以上 1.5%以下 責任共有外 0.4%以上 1.7%以下	令和 7 年 3 月 31 日保証承諾分まで		

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付 (助成金) 限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保		申込期 日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
		る事業のうち別に定める要件に該当するもの(3)技術又は事業の新規性が認められる事業(4)収益体質の強化となる計画を策定し、商工会議所等の確認を受けており、かつ商工会議所等の指導機関の指導を継続して受けて実施する事業(5)その他知事が特に認めた事業								
経営改善 長期借換 資金	経営改善に取り組むために既往借入金の借換資金を必要とする中小企業者、組合又は中小特定非営利法人	運転資金	2億8,000万円	15年以内(据置1年以内)	年 1.55% (責任共有 利率) 年 1.40% (責任共有 外利率)	保証人 法人 取扱金融 機関又は保証協 会の決定による 個人 原則不要 担保は取扱金融 機関又は保証協 会の決定による	保証料率 責任共有 0.4%以上 1.5%以下 責任共有外 0.4%以上 1.7%以下			
収益力改 善伴走支 援型特別 資金	次の要件のいずれかに該当し、作成した経営行動計画に従って金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む中小企業者、組合又	設備資金 運転資金	1億円	10年以内(据置5年以内)	年 1.40%(責 任共有利 率) 年 1.25%(責	保証人 法人 取扱金融 機関又は保証協 会の決定による 個人 原則不要	保証料率国 補助後、融 資対象者の 欄(1)及び (2)に該当 する者にあ	令和6 年6月 30日保 証申込 分まで (ただ		

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付 (助成金) 限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保		申込期 日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
		<p>は中小特定非営利活動法人(1)中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。)第2条第5項の規定による認定(同項第4号に該当する者に限る。)を受けていること。(2)保険法第2条第5項の規定による認定(同項第5号に該当する者に限る。)を受けていること。(3)売上高又は利益率が前年に比べ5パーセント以上減少していること。(4)激震災害(激震災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)に基づいて指定された令和6年能登半島地震による災害に限る。)について、災害救助法(昭和22年第118号)が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激震災害を受けたこと。</p>			<p>任共有外 利率)</p>	<p>担保は取扱金融機関又は保証協会の決定による</p>	<p>っては一律0.2%、同欄(3)に該当する者にあつては0.2%以上1.15%以下ただし条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助の対象外となり、同欄(1)及び(2)に該当する者にあつては一律0.85%、同欄(3)に該当する者にあつては0.45%以上2.2%以下</p>	<p>し、令和6年7月1日以降も、各資金に対応する国の保証制度が継続する場合は、保証の取扱期間内の保証申込みとする。))</p>	

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付 (助成金) 限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保		申込期 日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
特別融資	経営改善サポート資金	産業競争力強化法第134条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者又は組合	設備資金運転資金(経済改善・再生計画の実施に必要なものに限る)	2億8,000万円	15年以内(据置5年以内)	年 1.65%(責任共有率) 年 1.50%(責任共有外利率)	保証人 法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定による	保証料率 国補助後、一律0.2%ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助の対象外となり、責任共有0.8%、責任共有外1.0%		商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
	特別融資には、この他、再生支援資金があります。									
緊急融資	セーフティ資金	取引先企業の倒産や事業活動の制限等により経営の安定に支障を来している中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人保険法第2条第5項各号又は第6項のいずれかに該当し、経営の安定に支障が生じている中小企業者又は組合	運転資金	8,000万円	8年以内(据置1年以内)	年 1.35%(責任共有利率) 年 1.20%(責任共有外利率)	保証人 法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定による	保証料率 責任共有0.4%以上 1.5%以下 責任共有外0.4%以上 1.7%以下	随時	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付 (助成金) 限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保		申込期 日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
		に資する事業に取り組むもの								
	地域商業 整備枠	中小企業者、組合又は中 小特定非営利活動法人で あって、地域の買い物の 場の整備に取り組むもの								
	海外展開 枠	中小企業者、組合又は中 小特定非営利活動法人で あって、事業の海外展開 を検討・実施するもの								
	環境対応 枠	企業又は組合であって、 環境保全のため施設・整 備の設置、改善等を行う もの								
中小企業 高度化資金	集団化資 金	協同組合、協同組合連合 会、これらの組合員もし くは構成員(以下「組合員 等」という。)である特定 中小企業者、企業組合、協 業組合	土地、建物、構築物、設備	貸付対象施設の整備に要 する額の80%(小規模事 業者が占有する部分につ いては90%)	20年以内(据 置3年以内)	年 0.6%(中小 企業の振 興に係わ る関係法 律の認定 等を受け て実施す る事業等 について は無利子)	原則として経営者以外の第三 者の連帯保証人を求めない。 貸付対象物件には、島根県を第 1順位とする抵当権を設定して いただきますが、担保力が不足 する場合は、個人資産等他の適 当な不動産を担保として提供 していただきます。		原則と して、 貸付を 受けよ うとす る年度 の前々 年度1 月末日 までに 貸付予 備申請	次の書類を作 成し、中小企業 団体中央会へ 提出 ・貸付予備申請 7. 中小企業高 度化資金貸付 予備申請書 1. 高度化事業 に係わる診断 申込書

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付 (助成金) 限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保	申込期 日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
								書を提出	
	施設集約 化資金	協同組合、協同小組合、協 同組合連合会、協業組合、 中小企業者が合併もしくは は出資して設立する会社		貸付対象施設の整備に要 する額の 80%					
	共同施設 資金	協同組合、協同小組合、協 同組合連合会、商工組合、 商工組合連合会、商店街 振興組合、商店街振興組 合連合会、生活衛生同業 組合、生活衛生同業小組合、 生活衛生同業組合連 合会、企業組合、協業組合							
	設備リース資 金	協同組合、協同小組合、協 同組合連合会、商工組合、 商工組合連合会、商店街 振興組合、商店街振興組 合連合会、生活衛生同業 組合、生活衛生同業小組合、 生活衛生同業組合連 合会	設備						
<p>中小企業高度化資金には、この他商店街支援等整備資金、企業合同資金、集積区域整備資金等があります。また、事業用施設に使用されている石綿(アスベスト)による健康被害等の防止を図るもの(アスベストの除去、封じ込め等で資産計上するもの)についても貸付対象となります。(貸付割合:貸付対象事業費の90%以内、貸付利子:無利子)</p>									

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付 (助成金) 限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保	申込期 日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
中小企業育成振興資金	事業所新 設等資金	県内で1年以上同一業種 を営む中小企業者で、事 業所の新設等を行う者 ・投下固定資本5,000万 円以上(ソバ産業等3,000 万円以上) ・新規雇用3人以上 (操業後1年以内)	設備資金 (土地・建物・設備)	2億円 投下固定資本の3分の2	15年以内(据 置2年以内)	年0.95% (責任共有 利率) 年0.80% (責任共有 外利率)	取扱金融機関又は保証協会の 定めるところによる	随時	商工会議所 商工会 中小企業団体 中央会 商工会連合会 しまね産業振 興財団
	成長企業 応援資金	県内で1年以上同一業種 を営む中小企業者で、成 長を図ろうとするもの (新たな市場等での事業 展開などであって、先進 性又は革新性が高いと認 められること等が必要)	設備資金 (土地・建物・設備) 運転資金	設備資金 2億円 運転資金 8,000万円	設備資金 15 年以内(据置2 年以内)運転 資金 7年以内 (据置2年以 内)	年0.95% (責任共有 利率) 年0.80% (責任共有 外利率)			
	経営資産 承継資金	県内において事業を営む会 社又は個人の事業用資産 を取得する中小企業者 (原則として、従業員の 1/2以上の再雇用が必要)	設備資金 (土地・建物・設備) 運転資金	設備資金 2億円 運転資金 8,000万円	設備資金 15 年以内(据置2 年以内)運転 資金 10年以 内(据置2年 以内)	年0.95% (責任共有 利率) 年0.80% (責任共有 外利率)			

・島根県 商工労働部 雇用政策課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
専門人材確保推進事業費補助金	県内に事業所を有する中小企業事業主	県外の専門人材を雇用するために有料職業紹介事業者に支払った人材紹介手数料(成功報酬部分)	①130万円(対象経費の1/2) 170万円(対象経費の3/2) DX人材採用・スタートアップ企業利用時				令和7年2月17日まで(詳細はホームページにて)	公益財団法人しまね産業振興財団 (島根県プロフェッショナル人材戦略拠点) TEL:0852-60-5104
専門人材(副業・兼業)確保推進事業費補助金	県内に事業所を有する中小企業事業主	県外の専門人材を副業・兼業の形態で活用するために有料職業紹介事業者に支払った人材紹介手数料	①12万円(3か月分) 24万円(6か月分) DX人材活用・スタートアップ企業利用時					
		県外の専門人材を副業・兼業の形態で活用するために支払った、当該人材の県内就業地までの移動に要する経費(宿泊費・交通費)但し1回の往復移動に係る交通費の実費負担が1万円未満の場合は対象外。	①20万円(対象経費の1/2) 40万円(対象経費の3/2) DX人材活用・スタートアップ企業利用時					
いきいき職場づくり支援補助金	県内に事業所を有する中小企業事業主	人づくり支援補助金 人材育成計画(キャリアマップ)に基づいて計画的に実施する研修や外	80万円(、の合計) 対象経費の1/2				令和7年1月31日まで	一般社団法人島根県経営者協会 TEL:0852-61-8355

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
	(「しまねいきいき職場宣言」宣言企業を対象とする)	部人材によるOJTの実施に要する経費 就労環境改善支援補助金 労働能率の向上や業務負担の軽減、職場のコミュニケーション促進等に資する事業を実施する際に要する経費	対象経費の1/2 但し 設備・機器等導入費については1/3				(詳細はホームページにて)	
ものづくり人材長期派遣研修支援補助金	中小企業事業主 (製造業)	社員を県内外の企業、大学、職業訓練機関等に派遣(3月以上)して行う人材育成に要する経費の支援	200万円/年/社 (対象経費の1/2)、 上限2年				随時	島根県商工労働 雇用政策課 (産業人材育成係) TEL:0852-22-6556
ものづくり企業人材育成支援補助金	中小企業事業主 (製造業)	定年退職や再雇用期間が満了した熟練技能者等を若手社員の指導者として短期受入する経費の支援	60万円/年/社 (対象経費の2/3)				随時	島根県商工労働部 雇用政策課 (産業人材育成係) TEL:0852-22-6556
採用ブランディング支援補助金	県内に事業所を有する一定の条件を満たす県内中小企業主等	若年者へのアピールを意識した「採用ブランディング」に取り組む経費(オンライン外経費、HP改修等の経費、リーフレット等作製費 など)	75万円(対象経費の1/2)				1次募集:令和 6年5月16日 2次募集:令和 6年6月27日 (詳細はホームページにて)	島根県商工労働部 雇用政策課 (若年者就職促進 室) TEL:0852-22-5365

・島根県 農林水産部 農林水産総務課（農業関係）

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付金利 利息	保証及び担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
農業近代化 資金	一定の要件を満た す農業参入法人等	設備資金等	2億円(法人の場合)	7～15年以内 (内据置期間2～7年) 資金用途等により異な る	年1.10%	取扱金融機関による 認定農業者(法人)は、 7,200万円まで無担保、無保 証人による保証制度あり。 ただし、限度額内でも法人 の役員等の同一経営内の方 は保証人として求められる ことがあり、3,600万円を超 える場合は、原則として融 資対象物件を担保として求 められる。	随時	取扱金融機関
令和6年度 エネルギー 価格・物価 高騰等対策 資金	エネルギー価格・ 物価高騰等により 経営に影響を受け ている農業者	農業経営の維 持に必要な運 転資金	(1)簿記記帳の場合： 年間経営費の12/12 又は粗収益の12/12 のいずれか低い額 (2)(1)以外の場合： 1,200万円	15年以内(うち、据置3 年以内)	年0.3%(当初5年 間はJAしまねの支 援により無利子)	島根県農業信用基金協会に よる保証 信用保証料率：年0.20% ただし、株式会社日本政策 金融公庫の農業分野の資金 の借入がある場合は信用保 証料を無償化	令和6年4 月1日から 令和7年3 月31日 (融資実行 分)まで	島根県農業協同組 合(JAしまね)の 本店・各支店

・島根県 農林水産部 農林水産総務課（林業関係）

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限		貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
林業・木材産業改善資金	林業従事者、木材産業を営む者、これらの組織する団体等	設備資金	林業分野 ・個人:1,500万円 ・会社:3,000万円 ・会社以外の団体:5,000万円 木材産業分野 1億円	10年以内 (据置3年以内)		無利子	保証人 1~3人 担保 必要 信用保証 不要	随時	島根県 隠岐支庁農林水産局 東部農林水産振興センター 西部農林水産振興センター の林業関係金融担当課
木材産業等高度化推進資金	森林所有者、森林組合、素材生産業を営む者、木材製造業を営む者、市場開設者等で合理化計画等の認定者	運転資金	合理化計画認定による貸付 1億(特認2・4・5億円)、3億円 林業経営改善計画認定による貸付 5千万円(特認1億5千万円) 借入資金の種類により、合理化計画又は林業経営改善計画の認定を受ける。	短期貸付	1年以内	1.30~1.60% (機関保証の場合 0.90~1.20%)	県指定金融機関の定めるところによる	随時 貸付を受けようとする年度の前年度以前に、知事による合理化計画又は林業経営改善計画の認定が必要です。そして前年度の1月までに県へ需要見込額の報告をし、その後、県指定金融機関へ借入手続きを行います。	県指定金融機関 (農林中央金庫、商工組合中央金庫、山陰合同銀行、島根中央信用金庫) 事前に下記相談先へお問い合わせください。 島根県 隠岐支庁農林水産局 東部農林水産振興センター 西部農林水産振興センター の林業関係金融担当課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
島根県木材協同組合育成資金	島根県木材協同組合連合会及びその構成組合	運転資金	限度額なし	1年以内	1.60%以内 (機関保証の場合 1.20%以内)	農林漁業信用基金の債務保証が必要	前年度2月末	島根県 隠岐支庁農林水産局 東部農林水産振興センター 西部農林水産振興センター の林業関係金融担当課
林業就業促進資金	新たに林業に就業しようとする 林業後継者又は就業予定者、知事の認定を受けている事業主	研修資金	4・5・9・12・15万円/月	就業予定者の場合:20年以内(据置4年以内) 認定事業体の場合:13年以内(据置4年以内) 規定に基づき償還免除制度有り	無利子	島根県林業公社の定めるところによる	随時	公益社団法人島根県林業公社(林業労働力確保支援センター)
		準備資金	120・150万円/人					

・島根県 農林水産部 農林水産総務課（水産関係）

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
沿岸漁業経営発展支援資金	経営等改善資金	1 操船作業省力化機器等設置資金	沿岸漁業従事等	自動操だ装置の設置費用	取得等に要する経費とし、一漁業者につき合計で5,000万円	7年以内 (据置期間 1年以内)			お問い合わせ先 島根県農林水産部 沿岸漁業振興課 0852-22-6552 漁業協同組合 JF しまね信用部 0852-21-0002
				遠隔操縦装置の設置費用					
				サイト・スラスターの設置費用					
				レーダ-の設置費用					
				自動航跡記録装置の設置費用					
				GPS受信機の設置費用					
				自動釣機の設置費用					

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	2 漁ろう・ 出荷作業 省力化機 器等設置 資金		ラインホーラー等の揚縄機の設置費用		7年以内 (据置期間 1年以内)				
			ネットホーラー等の揚網機の設置費用						
			巻取りウインチの設置費用						
			放電式集魚灯の設置費用						
			漁業用クレーンの設置費用						
			漁獲物等処理装置の設置費用						
			海水冷却装置の設置費用						
			海水殺菌装置の設置費用						
			漁業用リフトの設置費用						
			魚群探知機の設置費用						
			潮流計の設置費用						
	ドローンの購入費用								
	3 補機関 等駆動機 器等設置 資金		補機関(動力取出し装置付き推進機関を含む。)の設置費用		7年以内 (据置期間 1年以内)	無利息			
			油圧装置の設置費用						
4 燃料油 消費節減 機器等設 置資金		漁船用環境高度対応機関の設置費用	7年以内 (据置期間 1年以内)	無利息					
		定速装置の設置費用							
		LED集魚灯設備の設置資金							
		養殖施設の設置費用		無利息					

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金) 用途	貸付(助成金) 限度	償還期限	貸付利息	保証及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	5 新養殖 技術導入 資金		種苗の購入費用又は生産費用		4年以内 (据置期間 2年以内)				
			飼餌料の購入費用						
	6 資源管 理型漁業 推進資金		ア 資源管理措置を行うのに必要 な改良漁具、漁法転換用漁具、漁 ろう機器等		10年以内 (据置期間 3年以内)				
			イ アの資源管理措置に併せて、低 利用、未利用資源の開発・利用を 行うのに必要な漁具、漁ろう機器 等						
			ウ アの資源管理措置に併せて、漁 獲物の付加価値の向上を行うの に必要な活魚出荷のための船上 活魚装置、畜養施設等又は加工の ための施設						
7 環境対 応型養殖 業推進資 金	ア 養殖漁場環境の悪化防止を目 的として投餌の内容・量・方法の 改善を行うために必要な造粒機、 自動給餌機、飼餌料倉庫等の購入 費用又は設置費用	10年以内 (据置期間 3年以内)							
	イ 養殖魚の安全性の確保を目的 として漁網防汚剤を使用しない で養殖を行うために必要な高耐 波性いけす、金網いけす・自動網 いけす洗浄機・附着物駆除用生物								

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)			
			培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置費用									
			ウア又はイに関連して必要な飼餌料成分分析器、水質・底質測定器、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、餌料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質モニター、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用									
	8 乗組員安全機器等設置資金		転落防止用手すりの設置費用							取得等に要する経費とし、一漁業者につき合計で5,000万円	5年以内 (据置期間1年以内)	無利息
			安全カバー装置の設置費用									
			揚網機安全装置の設置費用									
	9 救命消防設備購入資金		救命胴衣の購入費用							取得等に要する経費とし、一漁業者につき合計で5,000万円	2年以内	無利息
			消火器の購入費用									
			イパブの購入費用								5年以内	
			レーダー・トランスponderの購入費用									
			小型漁船緊急連絡装置の購入費用									

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金) 用途	貸付(助成金) 限度	償還期限	貸付利息	保証及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	10 漁船転 覆防止機 器等設置 資金		漁獲物の横移動防止装置の設置 費用		5年以内 (据置期間 1年以内)	無利息			
			甲板下の魚そうの設置費用						
	11 漁船衝 突防止機 器等購入 等資金		レーダ-反射器の購入又は設置費用						
			無線電話の設置費用						
	12 漁具損 壊防止機 器等購入 資金		漁具の標識(標識灯、レーダ-反射器 付きブイ)の購入費用						
13 特認資 金			5年以内 (据置期間 1年以内)	無利息					
沿岸自営漁業開始資金			漁船	取得等に要する経費とし、一漁業者 につき合計で5,000万円	10年以内 (据置期間 3年以内)	無利息			
		漁具							
		漁業用機器							
		施設(土地を除く)							
		種苗							
		飼餌料							

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金) 用途	貸付(助成金) 限度	償還期限	貸付利息	保証及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
漁業近代化資金	1号資金(漁船)	総トン数 20 トン未満の 漁船	漁船・建造、取得・改造……推進機関、補機関、プロペラ装置、発電機、無線機、魚群探知機、方向探知機、ロソ、レーダー、ジャイロコンパス、気象図模写受信装置、造水装置、油圧装置等(注) 特別の理由がある場合において、農林水産大臣が漁業の種類を指定してその漁業に従事する漁船につき 130 トンを超える総トン数を定めたときは、その総トン数である。	20 トン以上漁船資金借受者…3 億 6 千万円 水産養殖業者(法人又は団体)…3 億 6 千万円 2 以上の複合経営…3 億 6 千万円 上記以外の生産組合、漁業法人、水産加工業者、個人のうち 20 トン未満漁船資金借受者、水産養殖業者(個人)等…9 千万円 上記以外の個人…1 千 8 百万円	12 億円 知事が承認した場合はその承認額 融資率…事業費の 80%知事が承認した場合は、その融資料	20 年以内 (船体以外 10 年以内)(据置期間 3 年以内)			お問い合わせ先 島根県 農林水産部 沿岸漁業振興課 0852-22-6552 漁業協同組合 JF しまね信用部 0852-21-0002
		総トン数 20 トン以上 130 トン未満の漁船							
	2号資金 (漁船漁具・保管修理施設等)	漁船漁具保管修理施設 漁業用資材保管施設 漁船用油水供給施設 養殖池 蓄養池 水産種苗生産施設 養殖用作業舎 水産物処理施設 水産物保蔵施設 水産物加工施設 製氷冷凍施設 水産物等運搬施設 水産物販売施設 漁業用通信施設(建物・構築物に必要な付帯施設(電気、用排水、上下水道等)及び必要最小限の敷地取得費を事業費に含めることができる。6号及び7号も同様。)							

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金) 用途	貸付(助成金) 限度	償還期限	貸付利息	保証及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
3号資金 (漁場改良造成用機具 等)			漁場改良造成用機具 漁船用 油水供給用機具 水産種苗生産 用機具 養殖用えさ調製供給用 機具 養殖用肥料薬剤施用機具 養殖水産物収穫用機具 水産 物等運搬用機具 生産・経営管 理情報処理用機具	知事が承認 した場合はそ の承認額 融 資率...事業費 の80%知事が 承認した場合 は、その融資 率	7年以内 (漁協等10 年以内) (据置期間 2年以内)	1.1%			
			4号資金(漁具等)		漁具 養殖いかだ はえな わ式養殖施設 仕切網養殖施設 ひび建養殖施設 浮流し式の り養殖施設 小割り式養殖施設	5年以内 (大型定置 網10年以 内)(据置期 間2年以 内)			

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金) 用途	貸付(助成金) 限度		償還期限	貸付利息	保証及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
5号資金 (水産動植物の種苗の 購入又は育成)		<p>養殖用種苗の購入・育成資金 1年以上の期間育成するあかがい、あさり、あじ、あわび、いしだい、いわがに、うなぎ、うに、かき、かさご、くるまえび、こい、こんぶ、さけ、さば、真珠貝、すぎ、すずき、すっぽん、たい、テラア、とうごろういわし、とこぶし、どじょう、にべ、はた、はまぐり、ひおうぎがい、ひらめ、ふぐ、ぶり、ほたてがい、ほや、めばる及びわたりがに</p> <p>放流用種苗の購入・育成資金 生育期間が1年以上のあかがい、あさり、あわび、いわがに、うに、くるまえび、さけ、たい、とこぶし、はまぐり、ひらめ、ほたてがい又はわたりがに</p>			5年以内 (据置期間 2年以内、 農林水産大臣が指定するもの あつては3年以内)	1.1%			
6号資金 (漁村環境整備施設)		<p>漁村情報処理・通信施設(有線放送施設及び有線放送電話施設を含む) 漁船船員臨時宿泊施設 漁業者研修施設 集会施設 託児施設 診療施設 水道施設 ガス供給施設 下水道施設 地域休養施設 漁村広</p>			20年以内 (据置期間 3年以内)	1.1%			

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金) 用途	貸付(助成金) 限度		償還期限	貸付利息	保証及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
			場施設 漁村多目的施設 生活安全保護施設 連絡道 廃棄物処理施設							
7号資金 (農林水産大臣特認)			16号以外で農林水産大臣が指定する資金 漁場改良造成施設 漁協等が共同利用に供する船舶 水産物処理加工公害防止施設 海浜等環境活用施設 漁村給排水施設 漁家住宅資金 初度的経営資金 密漁監視施設 水産業労働力確保施設			・12年以内 、漁協等15年以内(据置期間2年 、漁協等3年以内) ・15年以内 (漁村給排水施設、漁家住宅等、据置期間3年以内) ・5年以内 (初度的経営資金、据置期間2年以内)	1.1%			

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
漁業経営維持安定資金	ア 漁家経営 整理対象債務を有し、本資金の融資を受けることにより経営の再建が可能であると認められる者	固定化債務の整理	(1)漁船漁業を主として営む者:使用 する漁船の合計総トナ数により 40 百万円 400 百万円(2)養殖業を主 として営む者:40 百万円(3)定置漁 業を主として営む者:大型定置 80 百万円、小型定置 40 百万円	10 年以内 (特認 15 年 以内)(据置 期間 3 年以 内) 償還 方法:元金 均等半年賦	1.1%				お問い合わせ先 島根県農林水産部 沿岸漁業振興課 0852-22-6552 漁業協同組合 JF しまね信用部 0852-21-0002
	イ 企業経営 以下のいずれかに該当する者 (ア)直近の事業年度を含め原則として 3 ヶ年 (特認 2 ヶ年)の漁業収支に通算して損失が生じている者。 (イ)直近の事業年度の末日現在において以下の条件を満たす者 自己資本不足比率={固定資産額-(固定負債額 +自己資本額)}/固定資産額 0.1								
漁業振興資金	漁業活性化資金	組合及び漁業者	資材、漁具の購入等漁業生産活動 に必要な資金	2 千万円	1 年以内 償還方法 ...融資機関 の定める ところによ る	1.6%			お問い合わせ先 島根県 農林水産 部 沿岸漁業振興 課 0852-22-6552 漁業協同組合 JF しまね信用部 0852-21-0002
	基幹漁業経営安定化資金	まき網漁業又は沖合底びき網漁 業を営む漁業者	資材、漁具の購入等漁業生産活動 に必要な資金	1 億円	1 年以内 償還方法 ...融資機関 の定める ところによ る	1.2%			

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	新規漁業着業支援運転資金	<p>漁業を営み又は営もうとする者で、新たに漁船の建造(購入)を行うもののうち、次に掲げる要件を満たすもの(特認あり)</p> <p>A 20歳以上50歳未満の個人</p> <p>I 団体で、構成員の1/3以上が20歳以上50歳未満の個人であるもの</p> <p>II 漁業生産組合で、常勤役員及び当該漁業生産組合の営む事業に常時従事する者の1/3以上が50歳未満であるもの</p> <p>III 法人で、常勤役員及びその常時使用する従事者の1/3以上が50歳未満であるもの</p>	資材、漁具の購入等漁業生産活動に必要な資金	2千万円	5年以内 (措置期間 1年以内) 償還方法...元金均等半年賦	1.45%			
	長期漁船建造資金(20年資金)	<p>常時2名以上が乗船して操業するために9ト以上の船舶を建造する漁業者であって、以下の条件を満たす者</p> <p>漁船の建造に要する経費の額 + {(使用する漁船の合計総トン数(運搬船は19トンが上限)) - (漁船建造の対象となる漁船のトン数)} × 8百万円 > 直近3年間(3事業年度)における水揚金額の平均 × 2</p>	漁船の建造に要する経費	4億円	20年以内 (措置期間 5年以内) 償還方法...元金均等半年賦	1.6%			

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
対応資金	災害・経済変動等	漁業者	その都度知事が定める						

< 漁業振興資金に関するQ & A >

(Q 1) 漁業活性化資金、基幹漁業経営安定化資金及び新規漁業着業支援運転資金の資金用途は具体的には何ですか？

(A 1) 運転資金ですので、資金目的が耐用年数1年以上の有形固定資産の購入、改良、改築等のため以外のもので、操業に必要な経費の支払いのためであれば何にでも使えます。
ただし、一般の生活資金としての利用は認められません。

(Q 2) 漁業近代化資金は融資率が80%となっていますが、長期漁船建造資金の融資率はいくらでしょうか？

(A 2) 融資率は100%です。ただし、基金協会の保証を受ける場合は、事業費の80%しか保証を受けられませんので注意してください。

(Q 3) 長期漁船建造資金は、漁業近代化資金とどのように使い分ければよいのですか？

(A 3) まずは原則として漁業近代化資金を利用することを検討してください。しかしながら、漁業経営や地域経済の振興上、特に必要があると認められ、融資を受けようとする漁業者も事業継続に対する意欲があると認められる場合にのみ本資金を活用してください。

・島根県 土木部 土木総務課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
しまねの建設担い手確保育成補助金(人材確保対策事業)	県内に主たる営業所のある建設業者、測量業者及び建設コンサルタント業者	高齢者・障がい者・外国人雇用の際に建設業者等が行う調査・研修会・相談会の実施等	20万円以内(対象経費の1/2以内)					お問い合わせ先 土木総務課建設産業対策室 詳細は以下 URL https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kensetsu/tasaku/miryoku/naite-hojokin.html
しまねの建設担い手確保育成補助金(ICT活用工事加速化事業)	県内に主たる営業所のある建設業者、測量業者及び建設コンサルタント業者	建設現場における生産性の向上に資する機器等の導入	ICT 機器等 100万円以内 ICT 建設機械 500万円以内 ICT 建設機械レンタル 50万円以内 (対象経費の1/3以内)					

・安来市

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
安来市中小企業設備貸与制度保証金補給金	市内事業所	(公財)しまね産業振興財団が実施する設備貸与制度を利用する際に支払った保証金	50万円(保証金の16%以内)				随時	安来市(安来庁舎) やすぎ暮らし推進課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
安来市中小企業融資制度保証料補給金	市指定の制度融資を受けた市内中小企業者等 ・小規模企業特別資金 ・小規模企業育成資金 ・一般資金 ・災害対策特別資金 ・災害復旧資金 ・経済変動等資金		信用保証料の一部を助成 ・小規模企業特別資金(信用保証料の3/7を助成) ・小規模企業育成資金(信用保証料の3/7を助成) ・一般資金(信用保証料の1/2を助成) ・災害対策特別資金 (信用保証料の3/10を助成) ・災害復旧資金 (信用保証料の1/4を助成) ・経済変動等資金 (信用保証料の10/10を助成) 保証料分割払いの場合は、初回支払い額について 上記割合を助成 上限20万円				保証料を支払った日以降6月以内	安来市(安来庁舎) やすぎ暮らし推進課

・松江市

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
中小企業制度融資 信用保証料 補給金	島根県中小企業制度融資のうち 創業者支援資金 小規模企業育成資金 小規模企業特別資金 経営改善 ^ホ -ト資金 ⑤一般資金	~⑤については、設備資金および 運転資金、借換資金	信用保証料の一括払い分または分割払いの初回分を補給対象とする。 創業者支援資金 [補給率] 1/3 小規模企業育成資金 小規模企業特別資金 経営改善 ^ホ -ト資金				令和7年3月31日まで	松江市 本庁 商工企画課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	の信用保証料を令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払った市内中小企業者(個人、法人、組合等)で市税を滞納していないもの		⑤一般資金 [補給率] 資金の用途が設備の場合は1/3、設備および運転の場合は1/3、運転の場合は1/6、借換の場合は1/6 ~⑤の保証料率の範囲は 責任共有制度対象外のもの 1.1%以下の部分 責任共有制度対象のもの 0.95%以下の部分 ただし、 <input type="checkbox"/> については、資金用途が設備の場合、又は設備及び運転の場合は30万円を上限とする。 運転資金のみの場合、または借換資金の場合は10万円を上限とする。					
松江市チャレンジショップ事業費補助金	松江市に主たる事業所又は住所を有する者。ただし、市税を滞納していない者に限る。	中心市街地又は一部商工会管内の空店舗等に开店する事業者に対し、家賃、広告宣伝費、改修費の一部を助成する事業	家賃:1/2(一か月あたりの上限6万円、12か月) 広告宣伝費:1/2(上限20万円) 改修費:1/2(上限150万円) ただし、補助総額上限150万円				随時	松江市 本庁 商工企画課
松江市地域商業機能維持・向上支援事業補助金	松江商工会議所、まつえ北商工会、まつえ南商工会、東出雲町商工会	・買い物不便対策事業 買物困難地域において、松江市内に事業所を有する中小企業者等、又は有する予定の中小企業者等が実施する集落地店舗を整備し生活物資を販売する事業 ・移動販売・宅配支援事業 買物困難地域を含む地域において、松江市内に事業所を有する中小企業	対象経費の1/2(上限100万円) (ただし、中山間地域で事業を行う場合、補助対象経費の2/3以内とする。)				随時	松江市 本庁 商工企画課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
		者等、又は有する予定の中小企業者等が実施する生活物資の移動販売又は宅配を実施する事業						
松江市小規模企業持続化補助金	市内に事業所を有する小規模企業者	未定	対象経費の2/3(上限20万円)				未定	松江市 本庁 商工企画課
まつえ農水商工連携事業推進協議会助成金	まつえ農水商工連携事業の目的に沿った連携事業を行う事業者で協議会が認めたもの。	[新商品開発・改良支援事業] まつえ農水商工連携事業の目的に沿った新商品開発又は既存商品改良であり、協議会が承認したもの。 (1)原材料購入費 (2)試作にかかる委託費 (3)パッケージ等のデザイン経費 (4)成分分析等の検査に係る経費 (5)専門家招聘に係る謝金 (6)試験販売に係る経費 (7)その他協議会が必要と認めるもの	(1)新商品開発事業 対象経費の全額とし、同一事業者に対する同一年度内の助成は10万円を上限とする。 (2)商品改良事業 対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切り捨て)ただし、同一事業者に対する同一年度内の助成は10万円を上限とする。				随時	松江市 本庁 商工企画課
		[販路拡大支援事業] まつえ農水商工連携事業の目的に沿った商品の販路拡大のために展示会への出展に係る経費の支援で、協議会が承認したもの。 (1)小間料・出展料 (2)輸送経費	補助率10分の10以内とし、1年度1事業者あたり上限額10万円					

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
		(3)自社の展示ブースの装飾作成に係る経費 (4)PR 媒体作成に係る経費 (5)その他協議会が必要と認めるもの						
人材育成・ 確保支援事 業補助金	補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする 市内に事業所を有する製造業または情報通信業を主たる事業として営む中小企業者 市税を滞納していない者	人材育成計画に基づいて、自社または社外で行う研修会及び改善リーグの育成等各種教育訓練の実施を支援をする事業 慢性的な人手不足解消に向けた取り組みを支援を行う事業	補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切り捨て) ただし、50万円を上限とする				令和7年3月31日まで	松江市 ものづくり産業 支援センター
設備導入支 援事業補助 金	補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 市内に事業所を有する製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者。ただし、市内において1年以上継続して事業を営み、かつ、個人にあっては、市内に1年以上住所を有すること。 市税を滞納していない者	工作機械等を導入する事業(先端設備等導入計画などの生産性向上が見込める計画の認定等を受けたもの)。なお、導入には公益財団法人しまね産業振興財団の実施する設備貸与制度を利用した導入を含むものとするが、リース以外による導入は含まないものとする	取得価格が80万円以上の工作機械等の取得に要する経費(以下「取得価額」という) 取得価額の10%以内の額(1,000円未満切り捨て) ただし、1年度1社あたり200万円を上限とする				令和7年3月31日まで	松江市 ものづくり産業 支援センター
販路開拓支 援事業補助 金	展示会等出展事業にあっては、次に掲げる及びの要件を満たす事業者とし、Web商談推進事業にあってはからま	(1)展示会等出展事業 県外で開催される展示会に出展し、新規取引先の開拓を図る事業(物販を主たる目的とするものを除く) (2)Web商談推進事業	補助対象経費の2分の1(1,000円未満切り捨て)以内 ただし、1年度1社あたり100万円を上限とする				令和7年3月31日まで	松江市 ものづくり産業 支援センター

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	<p>での要件を満たす事業者とする</p> <p>市内に事業所を有する中小企業者であること</p> <p>ただし、市外の事業所が中心に事業を実施する場合を除く</p> <p>市税を滞納していない者</p> <p>製造業を主たる事業として営んでいること</p>	<p>ワイン商談に必要な機材を整備、HP改修、動画作成等、受注機会の増大を図る事業</p>						
<p>新製品開発・新分野チャレンジ支援事業補助金</p>	<p>補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする</p> <p>市内に事業所を有する製造業を主たる事業で営む中小企業者で、市税を滞納していない者</p> <p>構成員の2分の1以上が市内の中小企業者等で構成する企業グループで、市内に事業所を有する中小企業者の構成員が市税を滞納していないもの</p>	<p>開発スタートアップ支援事業</p> <p>ア:地域や行政の課題解決につながる試作開発</p> <p>イ:自社の競争力強化につながる試作開発</p> <p>ウ:自社のITシステムの試作開発</p> <p>実用化製品化支援事業</p> <p>試作開発が終わり、製品・技術そのものの付加価値を高めるための実用化製品化に向けた取組</p> <p>新分野チャレンジ支援事業</p> <p>新分野展開又は事業転換にチャレンジすることで競争力の強化を図る取組</p>	<p>開発スタートアップ支援事業</p> <p>補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切り捨て)ただし、30万円を下限とし、100万円を上限とする</p> <p>実用化製品化支援事業</p> <p>ア:開発スタートアップ支援事業のアに係る試作開発・・・補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切り捨て)ただし、300万円を上限とする</p> <p>イ:開発スタートアップ支援事業のイに係る試作開発・・・補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切り捨て)ただし、300万円を上限とする</p> <p>新分野チャレンジ支援事業</p> <p>対象経費の1/2以内の額(1,000円未満切り捨て)ただし、200万円を上限とする。</p>				<p>令和7年3月31日まで</p>	<p>松江市</p> <p>ものづくり産業支援センター</p>
<p>プロジェクト連携支援事業補助金</p>	<p>補助対象者は次の各号の全てに該当する者とする</p>	<p>個社では解決困難な新製品・新技術開発、販路開拓、共同受発注、人材育成等の課題に対応するために取組</p>	<p>補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切り捨て)</p> <p>ただし、50万円を上限とする</p>				<p>令和7年3月31日</p>	<p>松江市</p> <p>ものづくり産業支援センター</p>

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	市内に事業所を有する製造業を主たる事業で営む中小企業者が幹事となり、構成員の2分の1以上が市内の中小企業者等で構成する企業グループ 市内に事業所を有する中小企業者の構成員が市税を滞納していないもの	む研究、研修、勉強会等のプロジェクト連携事業	同一グループへの補助は、3年度を限度とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は1回とする				日まで	
小規模企業者支援事業補助金	補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 市内に事業所を有する製造業を主たる事業で営む小規模企業者 市税を滞納していない者	設備導入支援事業 新規受注、生産性の向上及び維持等に必要な工作機械等の取得及び更新並びに補修を行う事業	設備導入支援事業 1台あたり10万円以上の工作機械等の取得及び更新並びに補修に要する経費 補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切捨) ただし、1年度1社あたり30万円を上限とする				令和7年3月31日まで	松江市 ものづくり産業 支援センター
現場改善活動支援事業補助金	補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 市内に事業所を有し、製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者 市税を滞納していない者	(1)改善実践事業 ア 現場改善の基礎づくり事業 現場改善活動の効果的な実施及びその定着化のための基礎的な実践の取組 イ 現場改善による付加価値向上事業 機械装置等既存設備の改造又は製造工程の見直しにより、生産効率の向上又は製造コストの低減を図る取組 (2)感染症対策事業	事前の改善計画の社内検討及び適切な専門家の所見により、当該事業年度内において改善実施後の効果が認められるもの。 (1)改善実施事業 ア 現場改善の基礎づくり事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨)。ただし、1社あたり10万円を上限とする。 イ 現場改善による付加価値向上事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨)。ただし、1社あたり30万円を上限とする。 (2)感染症対策事業				令和7年3月31日まで	松江市 ものづくり産業 支援センター

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
		従業員の感染症予防を目的として実施する現場の改善を図る取組	補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨)。ただし、1社あたり30万円を上限とする。					
IT等導入 支援事業補 助金	補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 市内に事業所を有する製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者 市税を滞納していない者	(1)生産管理支援事業 生産工程における製品や情報など総合的に管理するために必要なソフトウェアを導入する事業。 (2)製品等開発促進支援事業 製品等の開発を促進するために必要なソフトウェアを導入する事業。 AI・IoT等利用促進支援事業 製造現場での進捗見える化等、デジタル化を促進するために必要なIT等を導入する事業。 なお、導入には公益財団法人しまね産業振興財団の実施する設備貸与制度を利用した導入を含むものとする。	(1)生産管理支援事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨)とする。ただし、100万円を上限とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は、1回を限度とする。 (2)製品等開発促進支援事業 補助対象経費の3分の1以内の額(1,000円未満切捨)とする。ただし、50万円を上限とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は、1回を限度とする。 AI・IoT等利用促進支援 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨)とする。ただし、100万円を上限とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は、1回を限度とする。				令和7 年3 月31 日まで	松江市 ものづくり産業 支援センター

・出雲市

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金） 用途	貸付（助成金）限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 （窓口官公庁）
出雲市中小企業 信用保証料補助金	下記の制度融資を受けた市内中小企業者 島根県制度融資小規模企業育成資金 島根県制度融資小規模企業特別資金 島根県制度融資一般設備・運転資金 島根県制度融資一般借換資金 島根県制度融資創業者支援資金 島根県制度融資経営改善長期借換資金 島根県制度融資経営力強化支援資金 島根県制度融資によるセーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応 枠） 収益力改善伴走支援型特別資金（R5.3.1 ～）	信用保証料	保証料の当初2年分のうち次のとおり補助 0.84%以下の場合は、補助率2分の 1 0.84%を超える場合は、0.42%を減じ た率を用いて算出した額 0.92%以下の場合は補助率2分の1 0.92%を超える場合は、0.46%を減じ た率を用いて算出した額 補助率2分の1（上限10万円） 全額補助 全額補助（上限50万円） 全額補助（上限50万円） 全額補助（上限50万円） 全額補助（上限50万円）				随時	出雲商工会議所 平田商工会議所 出雲商工会 斐川町商工会
出雲市中小企業者 等物価高騰対策省 エネ支援補助金 （令和6年6月頃 公募開始予定）	以下島根県補助金のいずれかの確定を受 けた事業者 ・島根県ものづくり産業エネルギーコス ト削減対策緊急支援事業補助金 ・島根県飲食・商業・サービス業等エネ ルギーコスト削減対策緊急支援事業補 助金	エネルギーコスト削減 に資する設備更新経費	・県の補助率が1/2以内の場合 県補助金の1/2以内 ・県の補助率が1/2以内の場合 県補助金の1/4以内				未定	出雲市役所 商工振興課

名称		融資（助成）対象者	資金（助成金） 用途	貸付（助成金）限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 （窓口官公庁）
出雲市地域商業等支援事業費補助金	小売店等開業支援事業	ア 一般枠	市内において小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、宿泊業の開店計画又は事業承継計画を有する中小企業者又は個人。	家賃、改修費、広告宣伝費	1,500 千円 【家賃】月額 100 千円かつ 12 月分 【改修費】1,500 千円 【広告宣伝費】300 千円			随時	出雲商工会議所 平田商工会議所 出雲商工会 斐川町商工会
		イ 中山間地域枠	市内において、小売業に係る開店計画等を有する会社又は個人であり、食料品・日用品の販売により、地域住民の買い物不便対策に資する事業であること。	事業に必要と認められる改修費、備品購入費、備品リース料	補助対象経費の 2/3 以内 【補助限度額】2,000 千円				
	移動販売・宅配支援事業	食料品・日用品の移動販売を行う中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工会連合会又は個人	ア 移動販売又は宅配に必要な車両及び設備の取得費、広告宣伝費 イ 移動販売又は宅配の運営に要する経費	ア 補助対象経費の 1/2 以内（中山間地域で事業を実施する場合は 2/3 以内） イ 1 年目 50 千円/1 台 2 年目 40 千円/1 台 3 年目 30 千円/1 台 【補助限度額】 ア 2,000 千円 イ 定額(上記参照。ただし、3 年を上限とする。)					
	商業環境整備事業	中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工会連合会、個人又は法人格を持たない任意の団体であって組織・会計等に関する規約を有する商店街組織	施設設備の設置・取得・整備に要する経費	補助対象経費の 1/2 以内【補助限度額】 10,000 千円					
	外国人接客向上支援事業	中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工会連合会、個人又は法人格を持つ	店舗及び商店街等において外国人の誘客を促すために必要な経費	補助対象経費の 1/2 以内 【補助限度額】 (店舗) 50 千円					

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金） 用途	貸付（助成金）限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 （窓口官公庁）
	たない任意の団体であって組織・会計等に関する規約を有する商店街組織		（商店街等）200 千円					

・雲南市

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 （窓口官公庁）
雲南市商工業活性化支援事業	店舗改装費等 補助事業	市内商工業者 (A) 店舗、工場などの改修、新築 雇用の改善、集客力の向上を図ることを 目的とした店舗・工場などの改装改築工 事及び新築工事 <市内商工業者> (B) 設備の改修、購入 雇用の改善、集客力の向上を図ることを 目的とした店舗・工場などにおける設備 の改修及び購入	補助率(補助対象事業費) (A)1/10(補助対象事業費 50 万円以上) (B)1/5 (補助対象事業費 30 万円以上) 補助限度額 10 万円				随時	雲南市 商工振興課
	店舗家賃補助 事業	市内商工業者 創業期における工場、事務所、店舗、研究 所等を賃借する際の賃借料に対する助 成	補助率 1/2 補助限度額 12 万円(6 か月以内に限定)					
雲南中小企業信用 保証料補助事業	市内商工業者	島根県が実施する島根県中小企業制度 融資及び島根県信用保証協会が取り扱 う小口追認保証制度「かなえ」借入の際 に、島根県信用保証協会に支払った保証 料を助成	補助率 10/10 補助限度額 (A) 資金繰・運転資金に係る融資 10 万円 (B)新規創業・設備投資に係る融資 20 万円				随時	雲南市 商工振興課

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
		中小企業信用保険 法第2条第5項(セ -ファイナ)4号・5号	・島根県中小企業制度融資 ・島根県信用保証協会が取扱う一般の保 証融資(一部を除く。)	補助率 10/10 補助限度額					
		もしくは同法第2 条第6項(危機関 連保証)による市 の認定を受けた方		(A)資金繰・運転資金に係る融資 20万円					
雲南市地域商業等支援事業	小売店等開業 支援事業	【一般枠】 小売業・サービス業の 開店予定者	【一般枠】開店または事業承継に係る 初期投資費用(改修費、建築費、物品購入 費、家賃、広告宣伝費)	【一般枠】 補助率 1/2 以内 補助限度額 200万円(ただし、家賃は 月額10万円かつ12か月分を上限)				随時	雲南市 商工振興課
	買い物不便対 策事業	補助対象者 以下のうち、「住 民の買い物不便対 策に資する」「既存 店舗の理解を得て いる」と市町村が 認めた事業者 A 飲食料品等小売 業の開店予定者 (事業承継を含む) B 中小企業の基準 を超える飲食料品 等小売業の開店予 定者(開店のみ)	補助対象経費 対象者A 改修費、建築費、建物取得費、備 品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費 対象者B 改修費、建築費、建物取得費、備 品購入費、備品リース料 対象者C 改修費、備品購入費、備品リース料	補助対象経費 2/3 以内 上限 1,000万円					

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
		C 事業を継続して営んでいる飲食料品等の小売業者							
移動販売・宅配 支援事業	食料品等の移動販売・宅配事業を行う計画を有する又は既に行っている小売業者、商店街組織、商工団体等	A 移動販売・宅配に必要な車両及び設備の取得費 B 移動販売・宅配に必要な燃料費、車両維持費(車検代、修繕費):年間経費が20万円を超えることが要件。 C POSシステム等 ^{レジ} 関連機器の購入又はリースに係る経費	【対象経費A】 補助率 2/3 以内 補助限度額 1台あたり200万円 【対象経費B】 定額補助 1年目10万円/1台 2年目8万円/1台 3年目6万円/1台(3年を上限とする。) 【対象経費C】 補助対象経費の2/3以内(1台あたり20万円)						
商業環境整備 事業	雲南市内の組合・団体支援機関等	【一般枠】 街路灯、アーケード等、商業集積地における顧客利便性確保等のための共同利用施設整備に係る支援	【一般枠】 補助率 1/2 以内 補助限度額 1,000万円						
地域流通拠点 整備事業	市内において飲食料品等の仕入共同化のための拠点整備計画を有する事業者	施設設備の設置・取得・整備に要する経費	【一般枠】補助率1/2以内補助限度額200万円						

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
新商品開発補助金	新商品開発 (ふるさと納税 返礼品)	市内に主たる事業 所を有する中小企 業者等	専門家謝金、旅費、消耗品費、原材料 費、賃借料、委託費、手数料、運搬費	補助対象経費の1/2以内(上限20万円)				4月中 旬~5 月中 旬	雲南市 商工振興課
	雲南市企業人材確保 支援事業	対象業種 次の1から3のい ずれかに該当する もの 1.建設業 2.福祉・介護事業 3.製造業、ソト産 業、宿泊業 4.道路旅客運送 業、道路貨物運送 業	人材不足業種を営む事業主に対して、UI ターナーの採用時に支給された入社支度金 等を助成	1. 交付金額:支給した入社支度金等の 実費額 UIターナー1人あたり:上限10万円 子育て世帯の場合1世帯あたり:上限 10万円加算 市内転居者1人あたり:上限10万円 市外事業所からの転職者				随時	雲南市 商工振興課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	交付申請の条件 1.市外からのUIターナーを雇入れた事業主 2.正社員として3箇月勤務させた事業主 3.入社支度金等を支給した事業主		・市内在住者1人あたり：上限10万円 ・市外在住者1人あたり：上限5万円 2.人数上限:1事業主において年3人					
運転免許取得支援事業補助金	◆対象業種 法人においては市内に事業者を有し、「一般貸切旅客自動車運送事業」、「一般乗用旅客自動車運送事業」、「一般貨物自動車運送事業」、「貨物軽自動車運送事業」のいずれかの許可もしくは届け出を行い市内で事業を行っている事業者 市民バス等を運航している事業者	◆補助対象 従業員の採用に際して、教習所において大型免許、中型免許、準中型免許及び第二種免許の取得のために負担した入金金、教習料、検定試験料その他の経費。 (ただし、教習所の定める規定時間を超えた教習等に関する経費は対象外) 他の補助金を受けた場合は、その金額を差し引いた経費	補助対象経費の1/2(1,000円未満は切り捨て) 上限1人あたり：10万円 1事業者につき3名以内					雲南市 商工振興課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	個人においては市内に住所を有し、 に掲げる許可もしくは届け出により、市内で事業を行っている事業者							
人材確保支援事業補助金	市内事業者	有料職業紹介事業者、新卒採用代行事業者及び外国人技能実習監理団体等が提供する人材紹介サービス等の利用に関する経費 人材確保にかかるパンフレット及びチラシ等の印刷費又は PR 動画作成日、 その他人材募集広告費 その他市長が特に必要と認める経費	補助対象経費の 1/2 (1,000 円未満切り捨て) 上限：10 万円 1 年度当たり 1 回限り					雲南市 商工振興課

・大田市

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
中小企業等 活性化総合 支援事業	大田市内に事業所等をもつ中小事業者、個人、その他団体等(市税を滞納していない者に限る)	新商品開発チャレンジ支援事業 原材料等購入費、機械装置又は工具器具等の購入費、試作、改良、借用又は修繕に要する経費、外注加工費、技術指導受入れ費、検査費、研修費、旅費宿泊費(1名分)、会場使用料、デザイン委託費、デザイン購入費その他市長が必要と認める経費 商品パッケージ改良支援事業	2/3 以内、限度額 30 万円 2/3 以内、限度額 20 万円 2/3 以内、限度額 30 万円 1/2 以内、限度額 5 万円 1/2 以内、限度額 5 万円				年 2 回公募 第 1 回 令和 6 年 5 月 8 日 ~ 6 月 24 日	大田市役所 産業振興部 産業企画課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
		<p>機械装置又は工具器具等の購入費、試作、改良、借用又は修繕に要する経費、広告宣伝費、外注加工費、技術指導受入れ費、デザイン委託費、デザイン購入費その他市長が特に必要と認める経費</p> <p>販路開拓支援・販売促進支援事業</p> <p>出展料、展示装飾、宣伝用印刷物のデザイン委託費、宣伝用印刷物のデザイン購入費、出品物運搬料、旅費宿泊費(1名分)、通販サイト立ち上げ委託費その他市長が特に必要と認める経費</p> <p>産業財産権取得支援事業</p> <p>出願費用、弁理士費用、書類作成費、通信費、先行技術調査費その他市長が特に必要と認める経費</p> <p>外国人市内消費拡大支援事業</p> <p>デザイン委託費、デザイン購入費、印刷製本費、翻訳費、備品購入費、広告宣伝費その他市長が特に必要と認める経費</p>					<p>第2回 令和6年7月下旬～8月下旬(予定)</p> <p>随時</p> <p>予算状況により応募を終了する可能性もあります。</p>	
ふるさと大田起業・創業支援事業	大田市内に本店又は本拠を有する中小企業者、又は個人	<p>店舗等を活用した起業創業を支援するため。開店に必要な経費を一部補助する。</p> <p>対象経費:改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費、特定創業支援等事業の受講等に必要な経費(受講料、旅費)、特定創業支援等事業の受講等の後に必要となった経費(備品購入費、備品リース料、広告宣伝費)</p> <p>その他補助条件あり。</p> <p>詳しくはお問い合わせ下さい。</p>	1/2以内 限度額 100万円 (家賃は83,000円/月が上限。)				<p>募集期間 令和6年5月1日～6月10日</p> <p>予算状況により再募集を行う場合あり。</p>	大田市役所 産業振興部 産業企画課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
大田市お買い物券 ^ト 事業	大田市内に事業所を有する中小企業者、個人	商業機能低下地域において、商業機能を維持・整備し買い物環境の改善と向上に必要な経費の一部を補助する。 対象経費:改修費、建築費、建物取得費、車両購入費、家賃、広告宣伝費等 補助対象事業によって異なります。	補助対象事業によって異なります。詳しくはお問い合わせ下さい。				随時 予算状況により応募を終了する可能性もあります。	大田市役所 産業振興部 産業企画課
大田市事業承継支援事業	大田市内に本店又は本拠を有する中小企業者、個人	事業承継に係る必要な手続き(登記等)について司法書士等に委託した手続き代行手数料を一部補助する。	1/2 以内 限度額 5 万円				随時	大田市役所 産業振興部 産業企画課
大田市創業等信用保証料補助金	大田市内に本店又は本拠を有する個人	島根県信用保証協会が実施する市町村提携創業保証「創」を利用した市内事業者に対して、保証料を信用保証協会と市で負担し、事業者負担を0にする。	限度額 100 万円 (事業者選択型経営者保証非提供制度を適用することで生じる信用保証料の上乗せ部分を除く。)				随時	島根県信用保証協会

・江津市

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
江津市産業活性化支援事業補助金	設備貸与制度補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に事業所を有する法人 ・市内に住所を有し、かつ事業を行う個人 	(公財)しまね産業振興財団が実施する設備貸与制度を利用する際に支払った保証金	50万円(対象経費の2分の1以内)				随時	江津市 商工観光課
	創業者支援資金補助金		島根県中小企業制度融資要綱第2条第3号の規定による創業者支援資金を利用し、当該融資に係る融資決定日の翌日から起算して1年間支払った信用保証料	20万円(対象経費の2分の1以内)					
	新規開業資金等補助金		株式会社日本政策金融公庫が行う国民生活事業による新規開業資金若しくは女性、若者/シニア起業家資金若しくは新創業融資制度による資金を利用し、当該融資に係る融資決定日の翌日から起算して1年間に償還した利子(繰上償還に係るものを除く。)を含む、遅延に係るものを除く。	20万円(対象経費の2分の1以内)					
江津市中小企業等競争力強化支援事業補助金		<ul style="list-style-type: none"> ・市内に主たる事業所又は事業所を有する中小企業者 ・市内に住所を有する個人であって、市内で新たに起業しようとする者 	<ul style="list-style-type: none"> ・新商品開発・付加価値創出に要する経費 ・新規事業分野参入に要する経費 ・販路開拓に要する経費 ・キャッシュレス環境整備に要する経費 ・インボイス制度対応に要する経費 ・その他市長が必要と認める事業に要する経費 	50万円(対象経費の2分の1以内)				随時	江津市 商工観光課

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
江津市地域商業等支援事業補助金	小売店等開業支援(一般枠)	市内で、開店計画を有する中小企業者又は個人	改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費 家賃は上限あり	200万円(対象経費の2分の1以内)				随時	江津市 商工観光課
	小売店等開業支援(特別枠)	上記のうち、特定創業支援等事業を受ける者又は受けた者	改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費、特定創業支援事業の受講料、旅費	240万円(対象経費の2分の1以内)					
	移動販売・宅配支援	市内で、移動販売又は宅配を行う中小企業者又は組合、個人	車両費、備品購入費、備品リース料、広告宣伝費など	200万円(対象経費の3分の2以内)					

・浜田市

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
インキュベーション施設利用支援事業補助金	市内で計画、または事務所を有するもので以下のいずれか ・創業しようとする者 ・新規事業進出者 ・創業後5年以内の者	・インキュベーションルーム利用料金 ・電話料金 ・電気料金 ・ネット代	6万円				随時	浜田市 商工労働課 事業支援係
創業者支援資金補助金	市内での創業で、以下の融資をうける者 ・特別融資創業者支援 ・日本政策金融公庫 ・島根県信用保証協会	・利子 ・信用保証料	30万円 若者 60万円 若者:39歳以下				・融資実行日から30日以内	浜田市 商工労働課 事業支援係

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
起業等支援事業補助金	以下すべてを満たす者 ・浜田市起業等計画認定審査会において計画の認定を受けている者 ・市内で起業または事業承継をしようとする者	・改修費 ・備品購入費 ・広告宣伝費	男性 20万円(1/2) 女性 30万円(1/2) 若者 50万円(1/2) 若者:39歳以下				事業着手の 1ヵ月前頃	浜田市 商工労働課 事業支援係
商業支援事業補助金 【特記事項】 5年間は事業継続することが前提。5年以内の廃業は、補助金の返還が発生する可能性がある。	以下すべてを満たす者 ・浜田市起業等計画等認定審査会において計画の認定を受けている者 ・小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業における開店計画を有する中小企業又は個人	1)小売店等開業支援事業 改修費、備品購入費、家賃、広告宣伝費	1)200万円(1/2) 若者 230万円(1/2) 若者:39歳以下				事業着手の 1ヵ月前頃	浜田市 商工労働課 事業支援係
	以下すべてを満たす者 ・浜田市起業等計画等認定審査会において計画の認定を受けている者 ・中小企業、組合、商工会議所、商工会、商工会連合会、商店街組織	2)商業環境整備事業 設備整備に係る経費	2) 200万円(1/2) 若者 230万円(1/2) 若者:39歳以下					
	以下すべてを満たす者 ・浜田市起業等計画等認定審査会において計画の認定を受けている者 ・食料品、日用品の移動販売及び宅配を行う中小企業者、組合、商工会議所、商工会連合会、商工会、個人	3)移動販売支援事業 車両、備品購入費等 運営に要する経費 (燃料費等)	3) 200万円(2/3) 1年目 10万円 2年目 8万円 3年目 6万円 若者 230万円(2/3) 若者:39歳以下					

・益田市

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
新事業チャレンジスタート事業	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業基本法第2条第1項各号に定める業種を市内で営む法人又は個人事業主 ・市税滞納がないこと ・島根県企業立地促進条例に規定する認定の対象でないこと 	1. 創業又は既存事業の拡大に係る事業 2. 業種転換を含む新たな事業分野の開拓に係る事業 施設・設備の改修費、備品購入費、広告宣伝費、消耗品費、その他市町が認める経費であって、事業に直接要するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の4/5以内とするが、国県等から補助金がある場合はそれを控除 ・上限:100万円 				令和6年7月31日	益田市産業支援センター
益田市商品開発・販路開拓支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・販路開拓や商品開発等、新たな取り組みにチャレンジする中小企業者等 ・市内に事業所を置く法人又は個人事業者 ・市税滞納がないこと 	詳細は益田市公式ウェブサイトをご確認ください。	詳細は益田市公式ウェブサイトをご確認ください。				随時	益田市産業支援センター

・飯南町

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）使途	貸付（助成金）限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 （窓口官公庁）
飯南町中小企業 制度融資信用保 証料補助金補助	次の条件を満たしている方 ・飯南町に主たる事務所または 住所を有する商工業者 ・飯南町の町税を完納している 者。 同一年度内に既に当該補助金 の交付を受けた者は除きます。	設備・運転資金	・島根県中小企業制度融資要綱別表に規定されて いる融資制度（経済変動等資金「新型コロナウイルス 感染症対応資金」を追加） ・島根県信用保証協会：小口追認保証制度「かな え」、フォーカス ・セーフティネット保証4号、5号、危機関連保 証の認定を受けた融資制度 ・島根県信用保証協会へ支払った信用保証料の 内、60ヵ月以内の期間に相当する経費 一括支払分または分割支払初回分に限る。補助 対象経費の1/2（補助上限20万円）				融資実行日 から6ヵ月 以内	飯南町 産業振興課
飯南町小規模事 業者経営改善資 金等利子補給金	下記のいずれにも該当している こと (1)町内に住所又は所在地を有 し、かつ、町内で事業を営んで いる者 (2)町税を滞納していない者 (3)飯南町商工会(以下「商工 会」という。)の長の推薦を受 け、マル経融資、新型コロナマ ル経融資及び新型コロナウイル ス感染症対応資金等の借入れを 行った者 (4)新型コロナマル経融資及び新 型コロナウイルス感染症対応資	株式会社日本政策金 融公庫の小規模事業 者経営改善資金及び 新型コロナマル経融 資（運転、設備資 金）、新型コロナウ イルス感染症対応資 金の融資を受けた事 業者に対し、その利 子の一部を補給	【マル経融資】 融資総額のうち融資実行日の翌日から起算して10 年以内の返済額を対象とし、その支払利子額に3 分の2を乗じて得た額 【新型コロナマル経融資】 設備資金：融資総額のうち融資実行日の翌日から 起算して10年以内の返済額を対象とし、その支払 利子額に10分の10を乗じて得た額 運転資金：7年以内。補助率10/10 新規受付終了 借り換え分のみ対応 【新型コロナウイルス感染症対応資金等】				年度内 随時受付	飯南町 産業振興課

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）使途	貸付（助成金）限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	金の利用においては、直近1月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している者を対象		設備・運転資金：融資総額のうち融資実行日の翌日から起算して10年以内の返済額を対象とし、その支払利息額に10分の10を乗じて得た額 【上限】上記いずれも10万円 (1年度あたり) 新規受付終了 借り換え分のみ対応					

・奥出雲町

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）使途	貸付（助成金）限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
奥出雲町地域商業等支援事業	小売店等持続化支援事業	ア 一般枠 町内において、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業又は娯楽業にかかる開店計画又は事業承継計画を有する中小企業者又は個人。 イ 特別枠 特別創業支援事業を受けた者、又は受けており修了前の者	ア 改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費 イ 改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費、受講料、旅費	ア【改修費、備品購入費、備品リース料】 補助対象経費の1/2以内 【家賃、広告宣伝費】 補助対象経費の1/2以内、限度額2,000千円(ただし、家賃は月額100千円かつ12月分を上限) イ【改修費、備品購入費、備品リース料】 補助対象経費の1/2以内 【家賃、広告宣伝費、受講料、旅費】 補助対象経費の1/2以内 限度額2,400千円(ただし家賃は月額100千円かつ12月分を上限)			随時	奥出雲町 定住産業課 0854-54-2524

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	買い物不便対策事業	町内において、小売業に係る開店計画または事業継承を有する会社または個人	改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費	【改修費、建築費、建物取得費、備品購入費】補助対象経費の2/3以内 【家賃、広告宣伝費】補助対象経費の2/3以内、限度額10,000千円(ただし、家賃は月額100千円かつ12月分を上限)					
	移動販売・宅配支援事業	町内の食料品・日用品の移動販売又は、宅配を行う中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工会連(移動販売支援事業においては、特定非営利活動法人(NPO)も対象とする)	ア 移動販売又は、宅配に必要な車両及び設備の取得費(20万円以上のものに限る) イ 移動販売又は、宅配の運営に要する燃料費、車検費用、修理費、備品購入費(冬用タイヤ等)。ただし、年間経費が200千円を超えることを要件とする。	ア 補助対象経費の2/3以内 限度額(NPOは1/3以内) 1台あたり2,000千円 イ 1年目100千円(NPOは50千円)/1台 2年目80千円(NPOは40千円)/1台 3年目60千円(NPOは30千円)/1台					
	商業環境整備事業	町内の中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工会連合会、個人又は法人格を持たない任意の団体であって組織・会計等に関する規約を有する商店街組織	施設設備の設置・取得・整備に要する経費(ただし、土地の取得・使用・造成・補償に要する経費、及び中小企業者又は個人単独の所有となる場合は補助対象外とする。)	補助対象経費の1/2以内 限度額10,000千円					
奥出雲町小規模事業者事業継続支援事業	引き続き1年以上同一事業を営む町内小規模事業者 小規模事業者とは 卸売業・小売業 常時使用する従業員の数が5人以下をいう。 サービス業(宿泊業・娯楽業以外) 常時使用する従業員の数が5人以下をいう。	地域経済の活性化、雇用機会と地域コミュニティ機能の維持を図るため実施する事業継続事業 売上維持を図る事業 経費削減を図る事業 雇用維持を図る事業	・補助対象経費の2/3以内の額 上限20万円 ・事業費総額が10万円以上				随時		

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)						
	<p>サービス業のうち宿泊業・娯楽業 常時使用する従業員の数が 20 人以下をいう。</p> <p>製造業その他 常時使用する従業員の数が 20 人以下をいう。</p>	<p>その他町長が適当と認める事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品・設備購入費 ・店舗改装費 ・修繕費 ・その他町長が認める経費 												
起業・創業等中小企業制度融資信用保証料補助金	<p>(1) 中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者</p> <p>(2) 前条に規定する資金の融資対象者で、町内に住所又は所在地を有し、かつ、町内で事業を営んでいる者</p>	<p>起業・創業を支援するため、設備資金に係る信用保証料を補給する。</p> <p>商工業者の利用率が高い小口追認保証制度の設備整備に係る信用保証料を補給し、設備投資を促す。</p> <p>補助対象となる信用保証料は一括支払分又は分割支払初回分に限る。</p> <table border="1" data-bbox="801 1238 1155 1481"> <thead> <tr> <th colspan="2">資金・制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>島根県中小企業制度融資</td> <td>創業者支援資金</td> </tr> <tr> <td>島根県信用保証協会</td> <td>小口追認保証制度</td> </tr> </tbody> </table>	資金・制度		島根県中小企業制度融資	創業者支援資金	島根県信用保証協会	小口追認保証制度	<p>信用保証協会の信用保証を受け、補助対象者が支払った保証料に対し、その 2 分の 1 とする。</p> <p>補助対象者が同一会計年度中に受けられる補助金の上限</p> <p>【島根県中小企業制度融資】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業者支援資金 20 万円 <p>【島根県信用保証協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小口追認保証制度「かなえ」 10 万円 				随時	
資金・制度														
島根県中小企業制度融資	創業者支援資金													
島根県信用保証協会	小口追認保証制度													

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)		
		<table border="1" data-bbox="801 225 1155 272"> <tr> <td data-bbox="801 225 981 272"></td> <td data-bbox="981 225 1155 272">「かなえ」</td> </tr> </table>		「かなえ」						
	「かなえ」									
<p>奥出雲町小規模事業者経営改善資金利子補給金</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 町内に事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営む者</p> <p>(2) 町税を完納している者 町税及び町に対する債務の滞納がないこと。</p> <p>(3) この要綱の施行日以降に、奥出雲町商工会(以下「商工会」という。)の長の推薦を受け、設備資金を目的として借り入れたπ経融資を利用した者 設備資金の対象設備は、原則として町内事業者又は町内事業者を介しての購入若しくは施工によるもので、町内に設置されるものとする。</p>	<p>利子補給金の額は、融資総額のうち融資実行日の翌日から起算して10年以内の返済額を対象とする。</p>	<p>補助率 2/3(補助金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)</p>				<p>随時</p>			
<p>地域商業等重点支援事業</p>	<p>(1) 中小企業基本法に規定する中小企業者、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、農事組合法人、事業協同組合、協業組合、有限責任事業組合又は法人税を納付するその他の団体</p>	<p>π 販路拡大支援事業 受注機会の拡大のため取り組まれる事業にかかる経費(消耗品費、印刷製本費、使用料、委託料、通信運搬費、出展料、交通費、宿泊費等)</p> <p>ι 新事業展開支援事業</p>	<p>π 補助対象経費の1/2以内 補助上限額:200千円 補助下限額:25千円</p> <p>ι 補助対象経費の1/2以内</p>							

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	(2)町内に事業所等を有し、当該事業所等で補助対象事業を行う者 (3)奥出雲町暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員と関係ない者 (4)町税の滞納がない者 (5)この告示による補助金の交付を受けていない者	新事業展開にかかる経費(消耗品費、印刷製本費、使用料、委託料、通信運搬費、改修費、備品購入費、備品リース料等) り 販売業務効率化 IT 推進支援事業 IT 導入による販売業務効率化にかかる経費(機器導入費、システム構築費等)	補助上限額:300 千円 補助下限額:50 千円 り 補助対象経費の 1/2 以内 補助上限額:200 千円 補助下限額:25 千円					

・美郷町

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
美郷町地域商工業等支援事業費補助金(商工業持続化支援事業:持続化支援枠)	商工業機能の維持や異業種参入などの商工業の新たな仕組みづくりを目的とし、次の業種に該当する者。 建設業(異業種参入の場合)、製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業(他に分類されないもの)	改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料	500 千円					美郷町役場 産業振興課

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金） 限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 （窓口官公庁）
美郷町地域商工業等支援事業費補助金（商工業持続化支援事業：新規起業）	美郷町内で新たに次の業種にかかる事業を実施する者とするもの。また、町外に住民票を有する者については事業完了予定日までに本町の住民基本台帳に記載されていること。 製造業、情報通信業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、サービス業（他に分類されないもの）、特に町長が認めたもの	改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、広告宣伝費	1,000 千円					美郷町役場 産業振興課
美郷町地域商工業等支援事業費補助金（商工業持続化支援事業：空き家・空き店舗活用起業）	空き家・空き店舗を活用して次の業種にかかる事業を実施する者。また、町外に住民票を有する者については事業完了予定日までに本町の住民基本台帳に記載されていること。 製造業、情報通信業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、サービス業（他に分類されないもの）、特に町長が認めたもの	改修費、建物取得費、備品購入費、家賃	2,000 千円					美郷町役場 産業振興課
美郷町地域商工業等支援事業費補助金（特産品加工支援事業）	町内の個人事業主、法人又は加工グループ等で新たな特産品の開発及び生産を行うもの。	修費、建築費、建物取得費、備品購入費、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第53条に規定する営業許可の取得に必要な経費、新商品のラベル、パッケージ作成に係る経費、細菌検査費用	1,000 千円					美郷町役場 産業振興課

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
買い物不便対策事業	小売業等に係る開店計画または事業承継を有する会社または個人	改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リ-ス料、広告宣伝費等及び家賃	改装費・建物取得費等(ハード) 補助対象経費の2分の1以内(中山間地域で事業を行う場合、補助対象経費の3分の2以内)(限度額1,000万円) 家賃 補助対象経費の2分の1以内(中山間地域で事業を行う場合、補助対象経費の3分の2以内) 月額10万円かつ12か月上限額						邑南町 産業支援課
移動販売支援事業	食料品・日用品の移動販売を行う中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工会連合会または個人	移動販売に必要な車両及び設備費の取得費 運営に必要な経費(燃料、車検費用、修繕等) レ、関連機器の購入またはリースにかかる経費	補助対象経費の2分の1以内(限度額200万円) 定額 1年目:10万/1台 2年目:8万/1台 3年目:6万/1台 補助対象経費の2分の1以内(中山間地域で事業を行う場合、補助対象経費の3分の2以内)(限度額200万円)					随時	邑南町 産業支援課
商業環境整備事業	土地の所有・使用・造成・補償に要する経費及び中小企業者または個人単独の所有となる場合は補助対象外	施設整備の設置・取得・整備に関する経費	補助対象経費の2分の1以内(限度額1,000万円)					随時	邑南町 産業支援課

・川本町

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
地域商業等 支援事業 (R5.4.1 改 正)	<p>「島根県地域商業等支援事業金」の条件を満たすこと。</p> <p>小売店等開業支援事業 (一般枠)</p> <p>町内において開店計画を有する中小企業又は個人 (特別枠)</p> <p>川本町内において開店計画を有する次の事業者又は個人(既に開店していても可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業競争力強化法に基づく認定市町村又は特定連携創業支援事業者から同法第2条第25項に基づく認定特定創業支援事業を受ける者又は申請時点で特定創業支援事業を受けており、修了前である者 ・特定創業支援事業を受けた者 	<p>一般枠</p> <p>開店に要する経費</p> <p>改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費</p> <p>特別枠</p> <p>ア 開店に要する経費</p> <p>改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費</p> <p>イ 特定創業支援等事業の受講等に必要な経費</p> <p>受講料、旅費</p> <p>ウ 特定創業支援等事業の受講等の後に必要となった経費</p> <p>備品購入費、備品リース料、広告宣伝費</p>	<p>一般枠</p> <p>1/2</p> <p>補助限度額 2,000 千円</p> <p>特別枠</p> <p>1/2</p> <p>補助限度額 2,400 千円</p>				随時	川本町役場 産業振興課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	<p>買い物不便対策事業 次のいずれかに該当する者</p> <p>1 川本町内において開店計画を有する会社又は個人</p> <p>2 川本町内において事業承継計画を有する中小企業者又は個人</p> <p>3 川本町内において改修・備品購入の計画を有する中小企業者又は個人</p> <p>町が次の全てに該当することを認めた計画を有する者</p> <p>1 食料品・日用品の販売により地域住民の買い物不便対策に資すること</p> <p>2 近隣の食料品等の小売店舗がある場合は、当該店舗を経営する事業者の理解を得ていること</p>	<p>買い物不便対策事業 改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費</p>	<p>買い物不便対策事業 2/3 補助限度額 10,000 千円</p>					
	<p>移動販売・宅配支援事業 食料品・日用品の移動販売又は宅配を行う事業者</p>	<p>移動販売・宅配支援事業</p> <p>1 事業に必要な車両及び備品の購入費、備品リース費(いずれも 20 万円以上のものに限る)、広告宣伝費</p> <p>2 事業運営に要する経費 燃料費、車検費用、修理費、備品購入費(20 万円未満)、備品リース料(20 万円未満) 年間経費が 20 万円超であること</p> <p>3 軽減税率及び在庫管理、売上げ分析に対応が可能な POS システム等^{レジ} 関連機器の購入又はリースにかかる経費</p>	<p>移動販売・宅配支援事業 2/3 補助限度額 2,000 千円</p>					

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	商業環境整備事業 中小企業者、組合、商工会議所、商工会、 商工会連合会、個人又は法人格を持たない 任意の団体であって組織・会計等に関する 規約を有する商店街組織	商業環境整備事業 施設整備の設置・取得・整備に要する経 費	商業環境整備事業 1/2 補助限度額 10,000 千円					
	地域流通拠点整備事業 県内において飲食料品等の仕入共同化 のための拠点整備計画を有する中小企 業者、組合、商工会議所、商工会、商工会 連合会、個人又は法人格を持たない任意 の団体であって組織・会計等に関する規 約を有する団体	地域流通拠点整備事業 施設整備の設置、取得、整備に要する経 費	地域流通拠点整備事業 1/2 補助限度額 3,000 千円					
小規模事業 者経営改善 資金利子補 給金 (H25.4.1)	・町内に事業所を有し、同一事業を引き 続き 1 年以上営む者 ・ μ 経融資残高を有する者及び新たに μ 経融資を利用した者 ・新たに特別資金を利用した者 ・町税の滞納がない者	μ 経融資又は特別資金を受けた者に対 しての利子補給金	・每期 1 月から 12 月までの間の 1% の利子に相当する額 上限:5 万円 ・利子補給開始月から 5 年以内				毎年 3 月 20 日まで	川本町役場 産業振興課
雇用促進活 動支援 (H30.4.2)	町内に本社又は事業所を有する企業	就活イベント等への参加や雇用促進に寄与 すると認められる事業に係る経費	補助上限 100 千円/件 補助率 1/2				令和 6 年 9 月 30 日 まで	川本町役場 産業振興課
人材育成活 動支援 (H30.4.2)	町内に本社又は事業所を有する企業	人材育成を目的とする職場環境の整備 や福利厚生充実等に資する事業	補助上限 100 千円/件 補助率 1/2				令和 6 年 9 月 30 日 まで	川本町役場 産業振興課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
中小企業生産性向上設備投資促進補助金	町内に進出した島根県の立地認定企業	事業推進のために必要な設備導入、改修、システム導入、技術導入に係る経費	補助上限 5,000 千円 / 件 補助率 1/2				随時	川本町役場 産業振興課

・吉賀町

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
吉賀町小規模事業者経営改善資金利子補給金	株式会社日本政策金融公庫による小規模事業者経営改善資金の運転資金の融資を受けた小規模事業者のうち、町内に店舗及び事業所を有する者	株式会社日本政策金融公庫による小規模事業者経営改善資金の運転資金	補給金の限度額は年 5 万円とする。	補給金の年限は貸付実行の日から 3 年間とする(元金据え置き期間を含む。)	毎年 4 月 1 日からその翌年 3 月 31 日までの間に公庫へ支払った経融資に係る約定利息(遅延延滞金は除く。)の 2 分の 1 以内(1,000 未満の端数は切り捨て)		令和 7 年 3 月 31 日	吉賀町 産業課 (吉賀町商工会を經由して申込)
吉賀町中小企業設備貸与保証金補助金	公益財団法人しまね産業振興財団の設備貸与制度により設備整備を行う際、保証金を一括で支払い、町内に店舗及び事業所を有する中小企業者のうち町税等を滞納していない者	公益財団法人しまね産業振興財団の設備貸与制度	限度額は 20 万円/件とする。		支払った保証金の 2 分の 1 以内(1,000 円未満の端数は切り捨て)		令和 7 年 3 月 31 日	吉賀町 産業課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
吉賀町中小 企業育成資 金利子補給	中小企業信用保険の適応 業種を営む中小企業者で 町税を滞納していない者	設備資金	融資元金が1会計年度2億円と し、累計額6億円を超えない範囲 1企業者に対する対象元金限度額 1千万円	貸付実行日 から3年以 内	年度ごとの融資残額 の年4%以内で、対象 者が支払う利息の 1/2		令和7年 3月31日	吉賀町 産業課 (吉賀町商工会を経 由して申込)
吉賀町緊急 信用保証料 補給金	町内に事業所を有する法 人及び個人事業者	(1)経営改善長期借換資金、創業者 支援資金、経営改善ホ-ト資金、収 益力改善伴走支援型特別資金	(1)借入れ期間5年以上の融資 に対し、保証協会に支払った保証 料の1/2(限度額20万)				令和7年 3月31日	吉賀町 産業課 (吉賀町商工会を経 由して申込)

・津和野町

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
津和野町中小企業融資利子補給金	町内に店舗又は事業所を有する中小企業者で町税等の滞納をしていない者	一般・小規模企業特別資金及び小規模企業育成資金、創業者支援、小規模事業者経営改善	島根県中小企業制度融資要綱及び、日本政策金融公庫の小規模事業経営改善資金に規定する融資限度額と同額	貸付実行月から5年以内	借入利率の2分の1とし、年1.0%を超えないもの		年度内1回(3月頃)	津和野町商工会
津和野町緊急信用保証料補給金	町内に事業所を有する法人及び町内に住所を有する個人事業者(町税を滞納していないこと)	円安等対策資金、災害対策特別資金	借入期間5年以上の融資に対し、保証協会に支払った保証料の1/2(限度額30万円)				年2回程度	津和野町商工会
津和野町個別商業包括的支援事業補助金	新商品開発支援事業	町内に主たる事業所を有する中小企業者等(町税を滞納していないこと)	新商品開発のための設備費 新規事業展開に係る設備費	機械装置、工具器具等の購入費、リース料等(1/2以内、限度額30万円)			随時	津和野町商工会
	産業財産権取得支援事業	町内に主たる事業所を有する中小企業者等(町税を滞納していないこと)	特許権、実用新案、商標登録、意匠権の取得にかかる費用	出願費、弁理士費、書類作成費等(1/2以内、限度額10万円)				
	販路開拓支援事業	町内に主たる事業所を有する中小企業者等(町税を滞納していないこと)	販路開拓のための展示会・商談会の出展費	出展料、展示装飾、運送料、旅費、試食費等(1/2以内、限度額10万円)				
	デザイン開発支援事業	町内に主たる事業所を有する中小企業者等(町税を滞納していないこと)	商品のパッケージ・ネーミングの改良・開発のためのデザイン費、リフレットのデザイン費、ホームページ作成費	デザイン委託費、コンサル料費等(1/2以内、限度額10万円)				
	中小企業人材育成事業	町内に主たる事業所を有する中小企業者及び商店会・事業者団体等(町税を滞納していないこと)	事業の充実・拡大のための必要な技術、知識等を取得するために開催す	講師料、研修参加費、旅費等(1/2以内、限度額10万円)				

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
			る研修費、参加する研修活動に要する経費						
	おもてなし 改築支援事業	町内に主たる事業所を有する中小企業者等(町税を滞納していないこと)	店舗の外観や看板等津和野町のイメージアップに資する費用	店舗改装、看板設置にかかる費用(1/2以内、限度額30万円) 看板設置等は10万円					
	創業支援事業	・町内で、年度内に起業の予定をしている者、又は、起業の日から6ヵ月経過していない事業所。 ・産業競争力強化法第114条第2項第25項に規定する特定創業支援事業による支援を受けたことの証明を受けた者であること。	・家賃、設備、備品購入費、その他事業所等開設に係る経費。	1/2以内、限度額30万円。 (家賃は月額5万円かつ12月分を上限)					
津和野町商業等支援事業補助金	小売店等持続化支援事業	一般枠 町内において、開店計画又は事業承継計画を有する中小企業者又は個人。 特別枠 町内において開店計画を有する中小企業者又は個人のうち、認定特定創業支援等事業を受ける者。	改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費 ア 開店に要する経費 改修費 備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費 イ 特定創業支援等事業の受講等に必要な経費、受講料、旅費 リ 特定創業支援等事業の受講等の後に必要となった経費、備品購入	【改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費】 補助対象経費の1/2以内(ただし、家賃は月額100千円かつ12月分を上限) 限度額: 2,000千円 2,400千円			随時	津和野町 商工観光課	

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
		費、備品リース料、広告宣伝費						
買い物不便 対策事業	町内において、小売業に係る開店計画を有する会社又は個人。 町長が津和野町産業振興審議会の意見を聴いて指定した者等。	改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費	【改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費】 補助対象経費の2/3以内 限度額:10,000千円(ただし、家賃は月額100千円かつ12月分を上限とする。)					
移動販売・宅配支援事業	食料品・日用品の移動販売又は宅配を行う中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工連合会又は個人	移動販売又は宅配に必要な車両及び備品の購入費、備品リース料、広告宣伝費 移動販売又は宅配の運営に要する経費 軽減税率及び在庫管理、売り上げ分析に対応可能なPOSシステム等レゾ関連機器の購入又はリースに係る経費	補助対象経費の2/3以内 次の金額以内 1年目100千円/1台 2年目80千円/1台 3年目60千円/1台 補助対象経費の2/3以内 限度額: 1台あたり2,000千円 定額(左記参照。ただし、3年を上限。) 1台あたり200千円					
商業環境整備事業	町内の中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工会連合会、個人又は法人格を持たない任意の団体であって組織・会計等に関する規約を有する商店街組織	施設設備の設置・取得・整備に要する経費	補助対象経費の1/2以内 限度額:10,000千円					

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	地域流通拠点整備事業	町内において飲食料品等の仕入共同化のための拠点整備計画を有する中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工会連合会、個人又は法人格を持たない任意の団体であって組織・会計等に関する規約を有する団体	施設設備の設置・取得・整備に要する経費	補助対象経費の 1/2 以内 限度額:3,000 千円					
	産業振興のための固定資産税減免措置	津和野町に主たる事業所を設置する法人及び町内に住所を有する個人	施設の新設、増設、改修に係る費用(一定の要件あり)	投資金額により補助率に変動あり 2000 万円以上 100%減免 1,500 万円 2,000 万円 75%減免 1,000 万円 1500 万円 50%減免				随時	津和野町 商工観光課
	事業承継支援	親族による事業承継を支援 町内に本社、支店が所在、町内で 5 年以上の商工業の実績がある、申請後 10 年以内に事業承継を行う意思があるなど	事業承継に要する経費	10 万円/月(夫婦による承継は 12 万円/月) *2 年間を限度とする				随時	津和野町 商工観光課
地域おこし協力隊による事業承継支援 町内に本社、支店所在地がある、現に商工業の実績がある、親族に後継者がいないなど		事業承継に要する経費	地域おこし協力隊による支援				随時	津和野町 商工観光課	
町内の事業承継を支援する集落支援員 1 名を町で雇用し、商工会との連携による事業承継に係る調査、相談、関係機関との連携支援等にあたる。		事業承継に要する経費	集落支援員による支援				随時	津和野町 商工観光課	

・隠岐の島町

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
隠岐の島町地域商業等支援事業費補助金	小売店等開業支援事業(一般枠)	開店・開業予定者	初期費用(改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費)	補助率 1/2 上限額 計 50 万円(家賃は月額 40,000 円かつ 12 月分が上限)				隠岐の島町 商工観光課
	小売店等開業支援事業(空き家活用特別枠)	他者所有の空き家を活用した、開店・開業予定者	初期費用(改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費)	補助率 1/2 上限額 計 100 万円(家賃は月額 80,000 円かつ 12 月分が上限)				
	小売店等開業支援事業(飲食店特別枠)	西郷港周辺区域での飲食店の開店予定者	初期費用(改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費)	補助率 1/2 上限額 計 100 万円(家賃は月額 80,000 円かつ 12 月分が上限)				
	買い物不便対策事業	現に食料品店を営む者。(大企業小売店舗は除く。)	改修費 備品購入費 備品リース料	補助率 1/2、上限 100 万円				
	移動販売・宅配支援事業	食料品・日用品の移動販売および宅配を行う小売業者	車両および備品購入費 (200,000 円以上) 広告宣伝費 (車両、備品の購入費を申請する場合のみ) 燃料費、修理費、備品購入費(20,000 円未満)	、 補助率 1/2、上限 400 万円 定額、1 年目 10 万円・2 年目 8 万円・3 年目 6 万円				

・公益財団法人しまね産業振興財団

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
ISO シリーズ等の国際規格等認証取得促進助成金	次の要件をすべて満たしている方	・専門家(経営コンサルタント等)経費	1/2 以内(助成限度額:100 万円) ものづくり企業連携支援事業の企業グループは 200 万円 HACCP 認証規格の取得促進				随時	経営支援課 0852-60-5115

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	1) 中小企業者 みなし大企業を除く 2) 経営革新計画に取り組む企業 3) 製造業または情報サービスを営む者(製造業または情報サービス業の分野での取得を目指す者) 4) 島根県内に事務所または事業所を有する方 5) 助成金交付決定後1年以内に認証の取得が見込まれる方 6) 税金を完納している方	・審査登録に要する経費(審査登録機関へ支払う経費) 交付決定前に支払った経費については対象外となります。	助成金については、1件当たり30万円以内					
設備貸与制度	概ね全業種	中小企業者の創業、経営基盤の強化、経営の革新、及び公害の防止に必要な機械・設備(中古品を含む)を当財団が購入し、長期かつ低利で割賦販売する制度	100万円～1億円 割賦損料 1.75%(一般) 1.60%(特利)				随時	経営支援課 0852-60-5113
令和6年度ものづくりアドバイザー派遣事業(専門家派遣)	ものづくり産業企業 1) 中小企業者(個人事業主を含む) みなし大企業を含む 2) 創業者	急速に進行する外的環境の変化に的確に対応していくために、県内のものづくり産業企業がQCD向上など競争力を強化する事業活動に取り組む場合、専門家派遣により支援	一般型 上限:年間24時間(回数は計6回が上限) 所定要件を満たすことで年間48時間、回数は計12回(1回当りの標準所要時間は4時間)まで実施可能な「事業再構築型」、「プロジェクト型」有り				令和7年1月末まで	経営支援課 0852-60-5115

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	3)ものづくり企業連携支援事業 により経営計画の承認を受けた グループ							
営業代行等を活用した ものづくり産業販路拡 大支援助成金	県内に事業所を有する機械金属、 樹脂、電気および電子部品等の中 小製造業者	営業代行等を行う企業また は個人を活用し、県外の新 規取引先発掘など企業間取 引の拡大を図る事業(営業 代行会社等のサービス利用料、 サンプル、パンフレット等の製作費、 旅費など)	1/2 以内 (助成限度額:100 万円)				随時	販路支援課 0852-60-5114
商社等を活用したもの づくり産業販路拡大支 援事業助成金	県内に事業所を有する製造業者 が製造する機械金属、樹脂、電気 及び電子製品部品等の卸販売や 営業代行を行う商社等	製造業者が製造する製品等 の販路拡大を図るために行 う以下の事業(当該事業に 必要な展示会・商談会出展 料、装飾費、広告宣伝費等) 複数の製造業者が製造す る製品の販売促進のため に行う展示会出展、情報発信 等の事業 複数の製造業者への受託 加工や請負の受注交渉並び に複数工程の一括受注のコー ディネーションを行う事業 その他、複数の製造業者 の取引獲得に繋がる紹介、 斡旋等の事業	1/2 以内 (助成限度額:300 万円)				随時	販路支援課 0852-60-5114

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
ウェブを活用した販路拡大支援助成金	県内に事業所を有する機械金属、樹脂、電気および電子部品等の中小製造業者	ウェブやデジタル技術を活用した自社の製品や技術力のPR、営業支援ツールの導入など販路拡大のための取組(当該事業に必要な専門家謝金、広告宣伝費などの経費を助成)	1/2 以内(助成限度額:100万円)				随時	販路支援課 0852-60-5114
専門展示会出展助成金	(1) 島根県内に所在する中小企業者 (2) 機械金属、樹脂、電気および電子部品等の製造を行っている者 ただし、島根県の中小製造業企業3社以上により構成されるグループで経営革新計画の承認を受けた事業者については、この限りではありません。	島根県外かつ日本国内で開催される全国的な規模のもので、下記を満たす展示会が対象となります。 (1) 環境、福祉、住環境及び機械金属等のいずれかの分野の展示会 ただし、承認企業についてはこの限りではありません。 (2) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに開催されるもの。 ただし、開催日が対象期間内であれば、申込日が対象期間以前でも助成対象となります。	1/2 以内 (助成限度額:30万円) ものづくり企業連携支援事業承認を受けた企業グループでは90万円				随時	販路支援課 0852-60-5114
しまね海外展開支援助成金	下記のいずれかに該当する事業者を対象とします。	以下の6種の事業について、必要となる経費を助成いたします。	島根県実施海外向け展示会等参加事業:助成率 1/2 以内 助成限度額 100万円				随時(令和7年2月28日)	販路支援課 0852-22-6193

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	<p>(1)県内に主たる事務所又は事業所を有する、又は助成事業で対象とする自社製品等の生産拠点を県内に有する中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者。但し、ソフトウェア業及び情報処理サービス業にあっては、資本金の額又は出資の総額が3億円以下並びに従業員の数が300人以下の会社及び個人とする。)</p> <p>(2)県内に所在する農業協同組合</p> <p>(3)県内に所在する農事組合法人</p>	<p>個別の事業それぞれで申請していただく必要があります。</p> <p>複数の事業について、同時に申請することが可能です。</p> <p>島根県実施海外向け展示会等参加事業</p> <p>海外販路開拓事業</p> <p>現地市場調査等支援事業</p> <p>海外進出計画策定事業</p> <p>グローバル人材確保育成事業</p> <p>海外拠点0-加人材育成事業</p>	<p>円(助成限度額内であれば複数回申請可)</p> <p>海外販路開拓事業:助成率 1/2 以内 助成限度額 100 万円</p> <p>現地市場調査等支援事業: 助成率 1/2 以内 助成限度額 100 万円(グループでの申請場合 200 万円)</p> <p>海外進出計画策定事業: 助成率 1/2 以内 助成限度額 300 万円</p> <p>グローバル人材確保育成事業:助成率 1/2 以内 助成限度額 100 万円</p> <p>海外拠点0-加人材育成事業:助成率 1/2 以内 助成限度額 100 万円</p>				<p>予算に達し次第締め切り</p>	
<p>中小企業等海外展開支援事業費補助金(海外出願支援事業)</p>	<p>県内中小企業者等</p>	<p>外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費等</p>	<p>補助率: 1/2 以内</p> <p>上限額: 1 企業に対する上限額: 300 万円(複数案件の場合)</p> <p>案件ごとの上限額: 特許 150 万円</p> <p>実用新案・意匠・商標 60 万円</p> <p>冒認対策商標() 30 万円</p> <p>() 冒認対策商標: 第三者による抜け駆け出願(冒認出願)の対策を目的とした商標出願</p>				<p>11 月 29 日(金)まで随時募集</p>	<p>新事業支援課 0852-60-5112</p>

・島根県商工会議所連合会

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
キャッシュ資金 (小規模事業者経営改善資金)	小規模事業者	運転資金 設備資金	2,000万円	運転:7年以内 (据置1年以内) 設備:10年以内 (据置2年以内)	1.25% (令和6年4月1日 時点)	不要	随時	各商工会議所・商 工会
キャッシュ資金 (小規模事業者経営改善資金) 「新型コロナウイルス対策キャッシュ」	小規模事業者	運転資金 設備資金	別枠1,000万円	運転:20年以内 (据置5年以内) 設備:20年以内 (据置5年以内)	当初3年間 1.25%-0.5%=1.20% 4年目以降1.25% (令和6年4月1日 時点)	不要	随時 (6月 末)	各商工会議所・商 工会
出産後職場復帰奨励金	中小・小規模事 業者		新制度 10~20万円/人 旧制度 10~40万円/人					各商工会議所・商 工会
子育てしやすい職場づくり奨 励金	中小・小規模事 業者		1制度導入10万円 上限20万円					各商工会議所・商 工会
島根県事業承継新事業活動等 支援補助金	中小・小規模事 業者		100万円 法承認等がある場合は200万円					各商工会議所・商 工会
小規模事業者持続化補助金	小規模事業者		通常枠50万円 賃金引上げ枠・卒業枠・後継者支援枠・ 創業枠200万円 イノベーション特例+50万円の上乗せ				公募 要領 参照	補助金事務局 (電子申請、郵送申 請)
事業再構築補助金	中小・小規模事 業者、中堅企業		下限100万円~ 枠、補助上限、補助率は公募要領参照				公募 要領 参照	補助金事務局 (電子申請)

・島根県商工会連合会

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
地域課題解決 型しまね起業 支援事業	<p>次の各号の要件をすべて満たす者とします。</p> <p>(1)本事業の当該年度第1回公募開始日以降、交付決定を受けた事業の事業期間完了日まで、島根県内において個人事業の開業届もしくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等(以下「法人等」という。)の設立を行い、その代表者となる者であること。</p> <p>または、Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業を実施する者であること。</p> <p>(2)島根県内に居住していること、または、交付決定を受けた事業の補助事業期間完了日までに島根県内に居住することを予定していること。</p> <p>(3)島根県税の滞納がないこと。</p> <p>(4)自己資金を用意すること。</p> <p>(5)法令順守上の問題を抱えていない者であること。</p> <p>(6)申請を行う者又は設立される法人の役員が暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力との関係を有する者でないこと。</p>	<p>本事業を実施するために必要な次表に掲げる経費であって、次の から の条件をすべて満たすもの</p> <p>使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費</p> <p>補助事業期間内の契約・発注により発生した経費</p> <p>証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費</p> <p>補助対象期間内に支払が完了した経費</p>	<p>[補助額] 上限 2,000 千円</p> <p>[補助率] 補助対象経費の 1/2 以内(千円未満切捨て)</p>				令和6年4月20日 (水)～令和6年5月 20日(月) 17時	島根県商工会 連合会
飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業	補助事業を実施する対象者は、次の各号の要件をすべて満たす中小企業者等	・設備導入費・設備に関連する備品費・施設改修費	補助対象経費の 1/2 以内(新型コロナウイルス感染症関連融資を利用している場合は 2/3 以内)				令和6年2月20日 (火)～7月31日 (水)	所属・最寄りの 支援機関

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	<p>(1) 飲食・商業・サービス業を現に営む事業者であること</p> <p>(2) 原油価格、原材料等物価高騰の影響を受けていること</p> <p>(3) 令和4年度 飲食・商業・サービス業 新事業展開支援事業(原油価格・物価高騰対策事業)、令和5年度 飲食・商業・サービス業 新事業展開支援事業(原油価格・物価高騰対策事業)の補助金を活用していないこと。</p> <p>(4) みなし大企業でないこと</p> <p>(5) 島根県税の滞納がないこと</p> <p>(6) 応募者又は法人の役員が、暴力団等の反社会勢力との関係を有しないものであること</p>		<p>[補助上限額] 2,000 千円</p> <p>[補助下限額] 400 千円</p>				<p>1次締切 5月10日(金)</p> <p>2次締切 7月31日(水)</p>	

・商工中金

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
一般融資	株主である中小企業組合 及びその組合員	設備資金・運転資金	特に定めず	(運)10年以内(据置2 年以内) (設)15年以内(据置2 年以内)	商工中金所定の利率			商工中金 松江支店
当金庫独自の災害復旧 資金	異常な自然現象等により 生じる被害又は武力攻撃 災害の影響を受けた直接 被災事業者および間接被 災事業者	災害復旧のための設備資金 及び運転資金	特に定めず	(運)10年以内(据置3 年以内) (設)20年以内(据置3 年以内)	商工中金所定の利率			商工中金 松江支店
中央会推薦貸付制度	商工中金・中央会が定め る支援対象テーマに取り組 む組合・組合員で、中央会 から推薦されたもの	設備資金・運転資金	100百万円(貸付金額 は商工中金所定の審 査によります)	(運)10年以内(据置2 年以内) (設)15年以内(据置2 年以内)	商工中金所定の利率			商工中金 松江支店

・株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金) 用途	貸付 (助成金) 限度	償還期限	貸付利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)	
新 企 業 育 成 貸 付	スタートアップ 支援資金	日本の経済成長及び社会 課題の解決を先導するこ とが見込まれるスタート アップの方	設備・運転資 金	直接貸付 20億円	20年以内(うち据置10 年以内)	特別利率 (上限2.5%) 基準利率(上 限2.5%)	・担保設定の有無、担保 の種類などについては、 ご相談のうえ決めさせて いただきます。 ・無保証人	取扱期間 令和7年 3月31日 まで	直接貸付 (株)日本政策金融公 庫 松江支店 中小企業事業
	中小企業経営力 強化資金	認定経営革新等支援機関 の指導・助言または「中小	設備・運転資金	直接貸付 7 億2千万円	(設)20年以内(うち据 置2年以内)	特別利率 基準利率	・担保設定の有無、担保の 種類などについては、ご相	取扱期間 令和7年	直接貸付

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所(窓口官公庁)
		企業の会計に関する基本要領」などの適用により、経営力の強化を図る方など			(運)7年以内(うち据置2年以内)		談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	3月31日まで	(株)日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業
	再挑戦支援資金(再チャレンジ支援融資)	再チャレンジする起業家の方		直接貸付 7億2千万円	(設)20年以内(うち据置2年以内) (運)15年以内(うち据置2年以内)	特別利率 基準利率			
	新事業育成資金	新規性、成長性のある事業を始めておおむね7年以内の方など		直接貸付 7億2千万円	(設)20年以内(うち据置5年以内) (運)7年以内(うち据置2年以内)	特別利率 (上限2.5%)			
	女性、若者/シニア起業家支援資金	女性または35歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方		直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	(設)20年以内(うち据置2年以内) (運)7年以内(うち据置2年以内)	特別利率 創業後目標達成型金利 基準利率			
	新事業活動促進資金	新しい事業分野の開拓を行う方		直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	(設)20年以内(うち据置2年以内) (運)7年以内(うち据置2年以内)	特別利率 基準利率-0.2% 基準利率			
企業活力強化資金	経営の近代化、合理化や下請中小企業の振興を図る方など	設備・運転資金	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	(設)20年以内(うち据置2年以内) (運)7年以内(うち据置2年以内)	特別利率 基準利率	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。	取扱期間 令和7年 3月31日まで	直接貸付 (株)日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業	

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所(窓口官公庁)	
	IT活用促進資金	情報化投資を行う方		直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	(設)20年以内(うち据置2年以内) (運)7年以内(うち据置2年以内)	特別利率 基準利率-0.2% 基準利率	・直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。		代理貸付 代理店窓口(ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合が代理店です)	
	地域活性化・雇用促進資金	一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、地域への経済波及効果の高い事業活動に取り組む方		直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	(設)20年以内(うち据置2年以内) (運)7年以内(うち据置2年以内)	特別利率 基準利率				
	海外展開・事業再編資金	海外展開や海外展開事業の再編を行う方		直接貸付 14億4千万円 代理貸付 1億2千万円	(設)20年以内(うち据置原則2年以内) (運)原則7年以内(うち据置原則2年以内)	特別利率(上限2.5%) 基準利率(上限2.5%)				
	事業承継・集約・活性化支援資金	事業や企業を承継・集約化する方など		直接貸付 14億4千万円	(設)20年以内(うち据置5年以内) (運)原則10年以内(うち据置5年以内)	特別利率(上限2.5%) 基準利率(上限2.5%)				直接貸付(株)日本政策金融公庫松江支店 中小企業事業
	観光産業等生産性向上資金	観光に関する事業を行う方であり、かつ、事業計画を策定し、生産性向上に向けた取組みを図る方		直接貸付 7億2千万円	(設)20年以内(うち措置2年以内) (運)7年以内(うち措置2年以内)	特別利率 基準利率				
	働き方改革推進支援資金	働き方改革の推進や多様な人材の活用促進に取り組む方など		直接貸付 7億2千万円	(設)20年以内(うち措置2年以内)	特別利率 基準利率				

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所(窓口官公庁)
					(運)7年以内(うち据置2年以内)				
環境・エネルギー対策貸付	【企業活力強化貸付】 SDG s 推進資金 (令和6年4月1日)	SDG s の推進に取り組む方	設備・運転資金	直接貸付 7億2千万円	(設)20年以内(うち据置2年以内) (運)7年以内(うち据置2年以内)	基準利率	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要になります。	取扱期間 令和7年3月31日まで	直接貸付 (株)日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業
	環境・エネルギー対策資金	非化石エネルギー設備や、省エネルギー設備を設置する方、産業公害防止施設などを設置する方、グリーントランスフォーメーションに取り組む方など	設備・運転資金	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	(設)20年以内(うち据置2年以内) (運)7年以内(うち据置2年以内)	特別利率 基準利率-0.65% 基準利率	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において一定の要件に該当する場合には、	取扱期間 令和7年3月31日まで	直接貸付 (株)日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業 代理貸付
	BCP 資金	災害等の発生に備えて防災に資する施設などを整備する方		直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	(設)20年以内(うち据置2年以内) (運)7年以内(うち据置2年以内)	特別利率 基準利率	経営責任者の方の個人保証が必要となります。		代理店窓口(ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合が代理店です)
セフテネット貸付	経営環境変化対応資金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的な要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方など	設備・運転資金	直接貸付 7億2千万円	(設)15年以内(うち据置3年以内) (運)8年以内(うち据置3年以内)	基準利率 (長期運転資金に限り、上限2.5%) 基準利率-0.4%	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。	取扱期間 令和7年3月31日まで	直接貸付 (株)日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所(窓口官公庁)
	金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方		直接貸付 3億円	(設)15年以内(うち据置3年以内) (運)8年以内(うち据置3年以内)	基準利率 (長期運転資金に限り、上限2.5%)	・直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。		
	取引企業倒産対応資金	関連企業の倒産に伴い資金繰りに困難をきたしている方	運転資金	直接貸付・代理貸付 1億5千万円	(運)8年以内(うち据置3年以内)	基準利率			直接貸付 (株)日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業 代理貸付 代理店窓口(ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合が代理店です)
企業再生貸付	事業再生・企業再建支援資金	<ア-リ-DIP>民事再生法の規定による再生手続開始の申し立てなどを行った方<レイ-DIP>民事再生法に基づく再生計画の認可決定等を受けた方<企業再建>経営改善や経営再建などに取り組む方	設備・運転資金	直接貸付 7億2千万円	<ア-リ-DIP> 1年以内(うち据置1年以内) 一定の要件を満たす場合は、設備10年以内、運転5年以内(うち据置2年以内) <レイ-DIP> (設)10年以内(うち据置2年以内)(運)5年以内(うち据置2年以内) <企業再建>	<ア-リ-DIP> <レイ-DIP> 基準利率(上限2.5%) <企業再建> 基準利率(上限2.5%) 特別利率(上限2.5%) 特別利率(上限2.5%)	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。・直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	取扱期間 令和7年3月31日まで	直接貸付 (株)日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所(窓口官公庁)
				(設)20年以内(うち据置2年以内)(運)15年以内(一定の要件を満たす場合20年以内)(うち据置2年以内)				
新型コロナウイルス感染症特別貸付	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的な売上高の減少等業況が悪化している方	設備・運転資金	直接貸付 6億円	20年以内(うち据置5年以内)	基準利率-0.5%(融資後3年間) 基準利率(融資後4年目以降)	無担保・無保証人	詳しくは右記窓口にお問い合わせください。	直接貸付 (株)日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業

(注)融資利率について、信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用されます。

・日本政策金融公庫 国民生活事業

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限(据置期間)	貸付利率	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所(窓口官公庁)
<p>各種融資制度については、当庫のホームページ(下記URL)にてご確認ください。</p> <p>融資制度 国民生活事業 日本政策金融公庫 (jfc.go.jp)</p>								

・島根県信用保証協会

名称 (取扱開始日)	融資(助成) 対象者	資金 (助成金) 用途	貸付(助成金) 限度	償還期限等	貸付利率等	保証及び担保等	申込期日	申込先
普通保証	一般的な事業資金 が必要な方	設備資金 運転資金	個人・法人 2億8,000 万円 組合 4億8,000万円	20年以内	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.45～2.20%	保証人・・・必要となる場合がある 担 保・・・必要に応じ要	随時	取扱金融 機関
当座貸越根保 証	反復継続的、安定 的に資金を必要と される方	設備資金 運転資金	2億8,000万円	2年以内 (更新可能)	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.39～1.62%	保証人・・・必要となる場合がある 担 保・・・原則5,000万円以下は不 要、5,000万円超は要	随時	取扱金融 機関
無担保当座貸 越根保証「リト 5000」	無担保にて反復継 続的、安定的に資 金を必要とされる 方	設備資金 運転資金	5,000万円	2年以内 (更新可能)	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.39～1.15%	保証人・・・必要となる場合がある 担 保・・・不要	随時	取扱金融 機関
無担保・無保証 人当座貸越根 保証「プレミア」	無担保・無保証人 にて反復継続的、 安定的に資金を必 要とされる方	設備資金 運転資金	2億円	2年以内 (更新可能)	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.39～0.85%	保証人・・・不要 担 保・・・不要	随時	取扱金融 機関
事業者カードロー ン当座貸越根保 証	カード等を用いて反 復継続的に小口資 金を必要とされる 方	設備資金 運転資金	2,000万円	2年以内 (更新可能)	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.39～1.62%	保証人・・・必要となる場合がある 担 保・・・原則不要	随時	取扱金融 機関
ビジネスカードロー ン当座貸越根保 証「ほっと 300」	カード等を用いて反 復継続的に小口資 金を必要とされる 方	設備資金 運転資金	300万円 (創業後1年未満の方 及び白色申告を行う 個人事業者は100万 円)	2年以内 (更新可能)	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.39～1.62%	保証人・・・必要となる場合がある 担 保・・・不要	随時	取扱金融 機関

名称 (取扱開始日)	融資(助成) 対象者	資金 (助成金) 用途	貸付(助成金) 限度	償還期限等	貸付利率等	保証及び担保等	申込期日	申込先
財務要件型無 保証人保証「あ んしん」	経営者保証を不要 とする保証を希望 される方	設備資金 運転資金	2億8,000万円	一括返済 2年以内 分割返済 設備 10年以内 運転 7年以内 当座貸越 2年以内 (更新可能)	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.39～1.62%	保証人・・・不要 担 保・・・必要に応じ要	随時	取扱金融 機関
ｱｯﾊﾞﾝｽ3000 保証	一般的な事業資金 が早急に必要な方	設備資金 運転資金	3,000万円	3年以内	貸付利率・・・2.50%以下 保証料率・・・0.45～1.35%	保証人・・・不要 担 保・・・不要	随時	取扱金融 機関
小口零細企業 保証「ｸﾞﾛｰｽ」	小規模企業者であ って、一般的な事 業資金が早急に必 要な方	設備資金 運転資金	2,000万円 (既存の保証付融資残 高を含め2,000万円 の範囲内となる新規 の保証に限る)	10年以内 期日一括返済の場合 は1年以内	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.50～2.20%	保証人・・・必要となる場合がある 担 保・・・原則不要	随時	取扱金融 機関
小口保証制度 「かなえ」	一般的な事業資金 が早急に必要な 方、ｶｰﾄﾞ等を用い て反復継続的に小 口資金を必要とさ れる方	設備資金 運転資金	手貸・証貸 1,000万円 当貸 300万円	手貸・証貸 7年以内 当貸 2年以内(更新 可能)	貸付利率・・・責任共有 1.80%、責任共有外 1.60% 保証料率・・・手貸・証貸 0.45～1.55%/当貸 0.39 ～1.55%	保証人・・・必要となる場合がある 担 保・・・不要	随時	商工会議 所 商工会
市町村提携創 業保証「創」	対象市町村に住 所を有する法人又は 個人であって、新 たに事業を開始す る具体的計画を有 する方、事業を開	設備資金 運転資金	500万円	10年以内 (据置期間1年以内)	貸付利率・・・1.55% 保証料率・・・0.91%	保証人・・・必要となる場合がある 担 保・・・不要	随時	取扱金融 機関

名称 (取扱開始日)	融資(助成) 対象者	資金 (助成金) 用途	貸付(助成金) 限度	償還期限等	貸付利率等	保証及び担保等	申込期日	申込先
	始して5年未満の方							
事業承継特別保証	事業承継を行う方	設備資金 運転資金	法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	10年以内 期日一括返済の場合は1年以内	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.45～1.90% (経営者保証コネクターによる確認を受けた場合は0.20～1.15%)	保証人・・・不要 担保・・・必要に応じ要	随時	取扱金融機関
伴走支援型特別保証制度	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けており、経営行動に係る計画を策定された方	設備資金 運転資金	1億円	10年以内(据置期間5年以内) 一括返済の場合は1年以内	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・SN4号・5号・災害特例0.85%(国補助後、一律0.20%)/一般0.45～2.20%(国補助後、0.20～1.15%)	保証人・・・必要となる場合がある 担保・・・必要に応じ要	令和3年4月1日から令和6年6月30日まで	取扱金融機関
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	経営サポート会議や中小企業活性化協議会等の支援により作成した再生計画等に従って事業再生に取り組む方	設備資金 運転資金	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.45～0.91%	保証人・・・必要となる場合がある 担保・・・必要に応じ要	随時	取扱金融機関
事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)		設備資金 運転資金		一括返済 1年以内 分割返済 15年以内 (据置期間5年以内)	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.80～1.00%(国補助後、一律0.20%)		令和3年4月1日から令和6年6月30日まで(延長の可能性あり)	取扱金融機関
スタートアップ創出促進保証	新たに事業を開始する具体的計画を有する法人、事業	設備資金 運転資金	3,500万円	10年以内 (据置期間1年以内)	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.70～1.11%	保証人・・・不要 担保・・・不要	随時	取扱金融機関

名称 (取扱開始日)	融資(助成) 対象者	資金 (助成金) 用途	貸付(助成金) 限度	償還期限等	貸付利率等	保証及び担保等	申込期日	申込先
	を開始して5年未 満の法人							
特定社債保証 (私募債)	一定の要件(適債 基準)を備えた中 小企業者が発行す る社債(私募債)に 対して行う保証	設備資金 運転資金	社債発行限度額 5億6,000万円 保証限度額 4億5,000万円 (保証割合80%)	2年以上7年以内	貸付利率...金融機関所定 保証料率...0.45~1.90%	保証人...不要 担 保...2億円超は原則要	随時	取扱金融 機関
流動資産担保 融資保証(ABL 保証)	売掛債権及び棚卸 資産を担保とした 借入について行う 保証	設備資金 運転資金	2億5,000万円 保証限度額2億円 (保証割合80%)	1年以内 (更新可能)	貸付利率...金融機関所定 保証料率...0.68%	保証人...不要 担 保...申込人の有する流動資産 (個別保証の場合は売掛債権のみ)	随時	取扱金融 機関
事業者選択型 経営者保証非 提供促進特別 保証(令和6年 3月15日)	信用保証料の引上 げにより経営者保 証を提供しないこ とを選択する等一 定の要件を満たす 法人	設備資金 運転資金	8,000万円 SN4号・5号の場合は 上記とは別に8,000 万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (据置期間1年以内)	貸付利率...金融機関所定 保証料率...0.70~2.35%	保証人...不要 担 保...不要	随時	取扱金融 機関
プロパー融資 借換特別保証 (令和6年3月 15日)	申込金融機関から 経営者保証を提供 したプロパー融資 を受けており、か つ、一定の要件を 満たす法人	運転資金	法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (据置期間1年以内)	貸付利率...金融機関所定 保証料率...0.45~1.90%	保証人...不要 担 保...必要に応じ要	随時	取扱金融 機関